

令和6年11月28日提出

令和6年12月市議会定例会 議案参考資料

木 更 津 市

令和 6 年 1 2 月市議会定例会議案参考資料目録

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 7 3 号	人権擁護委員候補者の履歴事項	1
議 案 第 7 5 号	職員の給与に関する条例の新旧対照表 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	2
議 案 第 7 6 号	手数料条例の新旧対照表	2 6
議 案 第 7 7 号	木更津市民会館の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	4 3
議 案 第 7 8 号	木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の新旧対照表	4 4
議 案 第 7 9 号	木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	4 5
議 案 第 8 0 号	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の新旧対照表	4 7
議 案 第 8 1 号	木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の新旧対照表	4 9
議 案 第 8 2 号	木更津市立公民館設置及び管理運営条例の新旧対照表	5 0
議 案 第 8 3 号	木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	5 6
議 案 第 8 4 号	木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	6 0

議案第85号 から 議案第87号 まで	指定管理者の指定に係る債務負担行為補正	61
議案第85号	木更津市市民活動支援センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市市民活動支援センター指定管理者候補者選定評価結果表	62
議案第86号	木更津市金田地域交流センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市金田地域交流センター指定管理者候補者選定評価結果表	66
議案第87号	木更津市健康増進センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市健康増進センター指定管理者候補者選定評価表	70
議案第88号	認定する市道路線の位置図	72
議案第89号	千葉県市町村総合事務組合規約の新旧対照表	81
議案第90号	君津郡市広域市町村圏事務組合規約の新旧対照表	85

議案第 7 3 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 生 田 まゆみ

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 2	4	4	人権相談 1 日・1 件
3	1 2	1 2	人権相談 1 日・2 件
4	1 2	1 2	人権相談 2 日・2 件
5	1 0	1 0	人権相談 2 日・6 件
6	6	6	人権相談 3 日・6 件

新旧対照表

○議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 （期末手当） 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第18条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1（第3条第1項）	職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 （期末手当） 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第18条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1（第3条第1項）

行政職給料表

(単位：円)

職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000

行政職給料表

(単位：円)

職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700

<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>	<u>29</u>	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,700</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>	<u>30</u>	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>461,400</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>	<u>31</u>	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>	<u>462,200</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>	<u>32</u>	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>	<u>462,900</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>	<u>33</u>	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>	<u>463,600</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>	<u>34</u>	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>	<u>464,400</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>	<u>35</u>	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>	<u>465,100</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>	<u>36</u>	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>	<u>465,700</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>	<u>37</u>	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>	<u>466,200</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>	<u>38</u>	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>	<u>466,800</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>	<u>39</u>	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>	<u>467,400</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>	<u>40</u>	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>	<u>468,000</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>	<u>41</u>	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>	<u>468,500</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>	<u>42</u>	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>	<u>469,000</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>	<u>43</u>	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>	<u>469,400</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>	<u>44</u>	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>	<u>469,700</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>	<u>45</u>	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>	
<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>		<u>46</u>	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>	
<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>		<u>47</u>	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>	
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>		<u>48</u>	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>	
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>		<u>49</u>	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>	
<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>		<u>50</u>	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>	
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>		<u>51</u>	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>	
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>		<u>52</u>	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>	
<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>		<u>53</u>	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>	
<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>		<u>54</u>	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>	
<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>		<u>55</u>	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	
<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>		<u>56</u>	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	
<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>		<u>57</u>	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	
<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>		<u>58</u>	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>	
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>		<u>59</u>	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>	
<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>		<u>60</u>	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>	
<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>		<u>61</u>	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>	
<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>			<u>62</u>	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>		

<u>63</u>	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
<u>64</u>	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
<u>65</u>	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
<u>66</u>	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
<u>67</u>	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
<u>68</u>	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
<u>69</u>	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
<u>70</u>	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
<u>71</u>	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
<u>72</u>	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
<u>73</u>	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
<u>74</u>	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
<u>75</u>	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
<u>76</u>	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
<u>77</u>	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
<u>78</u>	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
<u>79</u>	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
<u>80</u>	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
<u>81</u>	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
<u>82</u>	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
<u>83</u>	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
<u>84</u>	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
<u>85</u>	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
<u>86</u>	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
<u>87</u>	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
<u>88</u>	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
<u>89</u>	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
<u>90</u>	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
<u>91</u>	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
<u>92</u>	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
<u>93</u>	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
<u>94</u>		299,400	347,400			

<u>63</u>	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
<u>64</u>	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
<u>65</u>	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
<u>66</u>	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
<u>67</u>	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
<u>68</u>	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
<u>69</u>	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
<u>70</u>	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
<u>71</u>	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
<u>72</u>	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
<u>73</u>	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
<u>74</u>	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
<u>75</u>	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
<u>76</u>	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
<u>77</u>	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
<u>78</u>	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
<u>79</u>	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
<u>80</u>	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
<u>81</u>	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
<u>82</u>	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
<u>83</u>	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
<u>84</u>	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
<u>85</u>	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
<u>86</u>	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
<u>87</u>	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
<u>88</u>	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
<u>89</u>	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
<u>90</u>	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
<u>91</u>	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
<u>92</u>	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
<u>93</u>	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
<u>94</u>		295,900	343,600			

<u>95</u>	299,700	347,800						<u>95</u>	296,200	344,100						
<u>96</u>	300,100	348,200						<u>96</u>	296,600	344,500						
<u>97</u>	300,300	348,400						<u>97</u>	296,800	344,700						
<u>98</u>	300,600	348,800						<u>98</u>	297,100	345,100						
<u>99</u>	301,000	349,200						<u>99</u>	297,500	345,500						
<u>100</u>	301,400	349,500						<u>100</u>	297,900	345,800						
<u>101</u>	301,600	349,800						<u>101</u>	298,100	346,100						
<u>102</u>	301,900	350,200						<u>102</u>	298,400	346,500						
<u>103</u>	302,200	350,600						<u>103</u>	298,800	346,900						
<u>104</u>	302,500	351,000						<u>104</u>	299,100	347,300						
<u>105</u>	302,700	351,500						<u>105</u>	299,300	347,800						
<u>106</u>	303,000	351,900						<u>106</u>	299,600	348,200						
<u>107</u>	303,300	352,300						<u>107</u>	300,000	348,600						
<u>108</u>	303,600	352,700						<u>108</u>	300,300	349,000						
<u>109</u>	303,800	353,200						<u>109</u>	300,500	349,500						
<u>110</u>	304,200	353,600						<u>110</u>	300,900	349,900						
<u>111</u>	304,600	353,900						<u>111</u>	301,300	350,200						
<u>112</u>	304,900	354,200						<u>112</u>	301,600	350,500						
<u>113</u>	305,100	354,700						<u>113</u>	301,800	351,000						
<u>114</u>	305,300							<u>114</u>	302,000							
<u>115</u>	305,600							<u>115</u>	302,300							
<u>116</u>	306,000							<u>116</u>	302,700							
<u>117</u>	306,200							<u>117</u>	302,900							
<u>118</u>	306,400							<u>118</u>	303,100							
<u>119</u>	306,700							<u>119</u>	303,400							
<u>120</u>	307,000							<u>120</u>	303,700							
<u>121</u>	307,400							<u>121</u>	304,100							
<u>122</u>	307,600							<u>122</u>	304,300							
<u>123</u>	307,900							<u>123</u>	304,600							
<u>124</u>	308,200							<u>124</u>	304,900							
<u>125</u>	308,500							<u>125</u>	305,200							

任期付 職員	194,500	230,000	257,600	280,600	294,900	310,000	336,100	368,500		任期付 職員	170,900	208,000	237,200	264,900	280,500	298,100	328,200	363,200	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額		定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200			188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	

新旧対照表

○議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 (扶養手当) 第9条 略 2 略 3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする (1) 前項第1号に掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる配偶者」という。） <u>3,000円</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、<u>0円</u>） (2) 前項第2号に掲げる扶養親族（この条及び次条において「扶養親族たる子」という。） 1人につき<u>11,500円</u> (3) 略 4 略 (管理職員特別勤務手当) 第17条の2 略 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4 略 (期末手当) 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「<u>10</u>	職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 (扶養手当) 第9条 略 2 略 3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする (1) 前項第1号に掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる配偶者」という。） <u>6,500円</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、<u>3,500円</u>） (2) 前項第2号に掲げる扶養親族（この条及び次条において「扶養親族たる子」という。） 1人につき<u>10,000円</u> (3) 略 4 略 (管理職員特別勤務手当) 第17条の2 略 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4 略 (期末手当) 第18条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「<u>10</u>

0分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第18条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員等の適用除外)

第19条の5 第3条第5項、第4条、第5条、第9条及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 略

附 則

1～9 略

10 当分の間、第10条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

11～17 略

別表第1（第3条第1項）

行政職給料表

(単位：円)

職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額

0分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第18条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員等の適用除外)

第19条の5 第3条第5項、第4条、第5条、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 略

附 則

1～9 略

10 当分の間、第10条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

11～17 略

別表第1（第3条第1項）

行政職給料表

(単位：円)

職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額

<u>1</u>	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	<u>1</u>	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
<u>2</u>	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	<u>2</u>	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
<u>3</u>	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	<u>3</u>	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
<u>4</u>	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	<u>4</u>	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
<u>5</u>	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	<u>5</u>	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
<u>6</u>	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	<u>6</u>	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
<u>7</u>	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	<u>7</u>	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
<u>8</u>	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	<u>8</u>	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
<u>9</u>	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	<u>9</u>	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
<u>10</u>	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		<u>10</u>	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
<u>11</u>	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		<u>11</u>	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
<u>12</u>	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		<u>12</u>	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
<u>13</u>	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		<u>13</u>	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
<u>14</u>	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		<u>14</u>	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
<u>15</u>	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		<u>15</u>	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
<u>16</u>	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		<u>16</u>	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
<u>17</u>	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		<u>17</u>	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
<u>18</u>	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		<u>18</u>	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
<u>19</u>	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		<u>19</u>	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
<u>20</u>	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		<u>20</u>	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
<u>21</u>	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		<u>21</u>	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
<u>22</u>	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		<u>22</u>	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
<u>23</u>	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		<u>23</u>	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
<u>24</u>	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		<u>24</u>	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
<u>25</u>	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		<u>25</u>	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
<u>26</u>	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		<u>26</u>	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
<u>27</u>	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		<u>27</u>	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
<u>28</u>	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		<u>28</u>	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
<u>29</u>	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		<u>29</u>	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
<u>30</u>	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		<u>30</u>	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
<u>31</u>	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		<u>31</u>	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
<u>32</u>	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		<u>32</u>	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
<u>33</u>	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		<u>33</u>	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
<u>34</u>	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		<u>34</u>	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500

<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	
<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	
<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	
<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	
<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	
<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	
<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	
<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	
<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	
<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	
<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>	
<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>	
<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>	
<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>	
<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>	
<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>	

<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	
<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	
<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	
<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	
<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	
<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	
<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	
<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	
<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>	
<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>	
<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>	
<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>		
<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>		
<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>		
<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>		
<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>		
<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>		
<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>		

<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>			
<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>			
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>			
<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>			
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>			
<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>			
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>			
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>			
<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>			
<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>			
<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>			
<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>			
<u>98</u>		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>			
<u>99</u>		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>			

<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>
<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>
<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>
<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>
<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>
<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>
<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>
<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>
<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>
<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>
<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>
<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>
<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>
<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>
<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>
<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>
<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>
<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>			
<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>			
<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>			
<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>			
<u>98</u>		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>			
<u>99</u>		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>			

勤務職 員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200		勤務職 員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	
----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--

新旧対照表

○議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の225</u> <u>、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基 準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それ ぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に次の各号 に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応 じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

新旧対照表

○議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

新	旧
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略 附 則 1～6 略 7 当分の間、第5条の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「<u>100分の4</u>」とする。	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略 附 則 1～6 略 7 当分の間、第5条の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「<u>100分の3</u>」とする。

新旧対照表

○議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第5条関係）

新	旧																																
木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 （特定任期付職員の給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>740,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>864,000</td></tr> </tbody> </table> 2～4 略 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	号給	給料月額（円）	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 （特定任期付職員の給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>380,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>427,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>477,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>539,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>615,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>718,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>839,000</td></tr> </tbody> </table> 2～4 略 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	号給	給料月額（円）	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000
号給	給料月額（円）																																
1	392,000																																
2	440,000																																
3	492,000																																
4	555,000																																
5	634,000																																
6	740,000																																
7	864,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	380,000																																
2	427,000																																
3	477,000																																
4	539,000																																
5	615,000																																
6	718,000																																
7	839,000																																

新旧対照表

○議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第6条関係）

新	旧
木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2、第18条第2項及び第18条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、<u>第18条の4第2項第1号中「100分の105」</u>とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。	木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、<u>第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」</u>とする。

新旧対照表

○議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第7条関係）

新			旧		
木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号			木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号		
別表第1（第4条）			別表第1（第4条）		
ア 行政職給料表			ア 行政職給料表		
(単位：円)			(単位：円)		
職務の 級	1 級	2 級	職務の 級	1 級	2 級
号給	給料月 額	給料月 額	号給	給料月 額	給料月 額
1	183,500	230,000	1	162,100	208,000
2	184,600	231,500	2	163,200	209,700
3	185,800	233,000	3	164,400	211,400
4	186,900	234,500	4	165,500	212,900
5	188,000	236,000	5	166,600	214,400
6	189,700	237,500	6	167,700	216,200
7	191,300	239,000	7	168,800	217,900
8	192,900	240,500	8	169,900	219,600
9	194,500	242,000	9	170,900	221,100
10	196,200	243,400	10	172,300	222,600
11	197,800	244,800	11	173,600	224,100
12	199,400	246,200	12	174,900	225,600
13	201,000	247,400	13	176,100	226,800
14	202,700	248,600	14	177,600	228,200
15	204,400	249,800	15	179,100	229,600
16	206,100	251,000	16	180,700	231,000
17	207,400	252,100	17	181,800	232,400
18	209,000	253,200	18	183,200	234,000
19	210,600	254,300	19	184,600	235,500
20	212,100	255,400	20	186,000	236,900

<u>21</u>	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>
<u>22</u>	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>
<u>23</u>	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>
<u>24</u>	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>
<u>25</u>	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>
<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>
<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>
<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>
<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>
<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>
<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>
<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>

<u>21</u>	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>
<u>22</u>	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>
<u>23</u>	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>
<u>24</u>	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>
<u>25</u>	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>
<u>26</u>	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>
<u>27</u>	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>
<u>28</u>	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>
<u>29</u>	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>
<u>30</u>	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>
<u>31</u>	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>
<u>32</u>	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>
<u>33</u>	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>
<u>34</u>	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>
<u>35</u>	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>
<u>36</u>	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>
<u>37</u>	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>
<u>38</u>	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>
<u>39</u>	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>
<u>40</u>	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>
<u>41</u>	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>
<u>42</u>	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>
<u>43</u>	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>
<u>44</u>	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>
<u>45</u>	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>
<u>46</u>	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>
<u>47</u>	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>
<u>48</u>	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>
<u>49</u>	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>
<u>50</u>	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>
<u>51</u>	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>
<u>52</u>	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>
<u>53</u>	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>
<u>54</u>	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>

<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>
<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>
<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>
<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>
<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>
<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>
<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>
<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>
<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>
<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>
<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>
<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>
<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>
<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>
<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>
<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>
<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>
<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>
<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>
<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>
<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>
<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>
<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>
<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>
<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>
<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>
<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>
<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>
<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>
<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>
<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>
<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>

<u>55</u>	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>
<u>56</u>	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>
<u>57</u>	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>
<u>58</u>	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>
<u>59</u>	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>
<u>60</u>	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>
<u>61</u>	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>
<u>62</u>	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>
<u>63</u>	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>
<u>64</u>	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>
<u>65</u>	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>
<u>66</u>	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>
<u>67</u>	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>
<u>68</u>	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>
<u>69</u>	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>
<u>70</u>	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>
<u>71</u>	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>
<u>72</u>	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>
<u>73</u>	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>
<u>74</u>	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>
<u>75</u>	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>
<u>76</u>	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>
<u>77</u>	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>
<u>78</u>	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>
<u>79</u>	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>
<u>80</u>	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>
<u>81</u>	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>
<u>82</u>	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>
<u>83</u>	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>
<u>84</u>	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>
<u>85</u>	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>
<u>86</u>	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>
<u>87</u>	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>
<u>88</u>	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>

<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>
<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>
<u>94</u>		<u>299,400</u>
<u>95</u>		<u>299,700</u>
<u>96</u>		<u>300,100</u>
<u>97</u>		<u>300,300</u>
<u>98</u>		<u>300,600</u>
<u>99</u>		<u>301,000</u>
<u>100</u>		<u>301,400</u>
<u>101</u>		<u>301,600</u>
<u>102</u>		<u>301,900</u>
<u>103</u>		<u>302,200</u>
<u>104</u>		<u>302,500</u>
<u>105</u>		<u>302,700</u>
<u>106</u>		<u>303,000</u>
<u>107</u>		<u>303,300</u>
<u>108</u>		<u>303,600</u>
<u>109</u>		<u>303,800</u>
<u>110</u>		<u>304,200</u>
<u>111</u>		<u>304,600</u>
<u>112</u>		<u>304,900</u>
<u>113</u>		<u>305,100</u>
<u>114</u>		<u>305,300</u>
<u>115</u>		<u>305,600</u>
<u>116</u>		<u>306,000</u>
<u>117</u>		<u>306,200</u>
<u>118</u>		<u>306,400</u>
<u>119</u>		<u>306,700</u>
<u>120</u>		<u>307,000</u>
<u>121</u>		<u>307,400</u>
<u>122</u>		<u>307,600</u>

<u>89</u>	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>
<u>90</u>	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>
<u>91</u>	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>
<u>92</u>	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>
<u>93</u>	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>
<u>94</u>		<u>295,900</u>
<u>95</u>		<u>296,200</u>
<u>96</u>		<u>296,600</u>
<u>97</u>		<u>296,800</u>
<u>98</u>		<u>297,100</u>
<u>99</u>		<u>297,500</u>
<u>100</u>		<u>297,900</u>
<u>101</u>		<u>298,100</u>
<u>102</u>		<u>298,400</u>
<u>103</u>		<u>298,800</u>
<u>104</u>		<u>299,100</u>
<u>105</u>		<u>299,300</u>
<u>106</u>		<u>299,600</u>
<u>107</u>		<u>300,000</u>
<u>108</u>		<u>300,300</u>
<u>109</u>		<u>300,500</u>
<u>110</u>		<u>300,900</u>
<u>111</u>		<u>301,300</u>
<u>112</u>		<u>301,600</u>
<u>113</u>		<u>301,800</u>
<u>114</u>		<u>302,000</u>
<u>115</u>		<u>302,300</u>
<u>116</u>		<u>302,700</u>
<u>117</u>		<u>302,900</u>
<u>118</u>		<u>303,100</u>
<u>119</u>		<u>303,400</u>
<u>120</u>		<u>303,700</u>
<u>121</u>		<u>304,100</u>
<u>122</u>		<u>304,300</u>

<u>123</u>	<u>307,900</u>
<u>124</u>	<u>308,200</u>
<u>125</u>	<u>308,500</u>

イ 発達相談員給料表
(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料 月額	給料 月額
<u>1</u>	<u>330,000</u>	<u>370,400</u>
<u>2</u>	<u>331,700</u>	<u>371,500</u>
<u>3</u>	<u>333,400</u>	<u>372,400</u>
<u>4</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>
<u>5</u>	<u>336,700</u>	<u>374,500</u>
<u>6</u>	<u>338,400</u>	<u>376,200</u>
<u>7</u>	<u>340,000</u>	<u>377,100</u>
<u>8</u>	<u>341,500</u>	<u>378,700</u>
<u>9</u>	<u>343,100</u>	<u>379,500</u>

ウ 外国語指導助手給料表
(単位：円)

職務の 級	1 級	2 級
号給	給料月 額	給料月 額
<u>1</u>	<u>379,500</u>	<u>421,100</u>
<u>2</u>	<u>380,300</u>	<u>422,700</u>
<u>3</u>	<u>381,700</u>	<u>424,200</u>
<u>4</u>	<u>383,100</u>	<u>425,700</u>
<u>5</u>	<u>383,800</u>	<u>427,200</u>

エ 市税等徴収指導員給料表
(単位：円)

職務の 級	1 級
----------	-----

<u>123</u>	<u>304,600</u>
<u>124</u>	<u>304,900</u>
<u>125</u>	<u>305,200</u>

イ 発達相談員給料表
(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料 月額	給料 月額
<u>1</u>	<u>320,200</u>	<u>365,900</u>
<u>2</u>	<u>322,100</u>	<u>367,000</u>
<u>3</u>	<u>324,000</u>	<u>367,900</u>
<u>4</u>	<u>325,900</u>	<u>368,900</u>
<u>5</u>	<u>327,900</u>	<u>370,000</u>
<u>6</u>	<u>329,800</u>	<u>371,700</u>
<u>7</u>	<u>331,700</u>	<u>372,600</u>
<u>8</u>	<u>333,400</u>	<u>374,200</u>
<u>9</u>	<u>335,400</u>	<u>375,000</u>

ウ 外国語指導助手給料表
(単位：円)

職務の 級	1 級	2 級
号給	給料月 額	給料月 額
<u>1</u>	<u>375,000</u>	<u>416,000</u>
<u>2</u>	<u>375,800</u>	<u>417,600</u>
<u>3</u>	<u>377,200</u>	<u>419,100</u>
<u>4</u>	<u>378,600</u>	<u>420,600</u>
<u>5</u>	<u>379,300</u>	<u>422,100</u>

エ 市税等徴収指導員給料表
(単位：円)

職務の 級	1 級
----------	-----

給 号	月 給 料 額
<u>1</u>	374,500
<u>2</u>	376,200
<u>3</u>	377,100
<u>4</u>	378,700
<u>5</u>	379,500

給 号	月 給 料 額
<u>1</u>	370,000
<u>2</u>	371,700
<u>3</u>	372,600
<u>4</u>	374,200
<u>5</u>	375,000

新旧対照表

○議案第75号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第8条関係）

新	旧
木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号 附 則 1～7 略 （地域手当に係る額の特例） 8 当分の間、第8条の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「<u>100分の4</u>」とする。 （地域手当に相当する報酬に係る額の特例） 9 当分の間、第18条第5項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「<u>100分の4</u>」とする。	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号 附 則 1～7 略 （地域手当に係る額の特例） 8 当分の間、第8条の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「<u>100分の3</u>」とする。 （地域手当に相当する報酬に係る額の特例） 9 当分の間、第18条第5項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「<u>100分の3</u>」とする。

新旧対照表

○議案第76号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例			手数料条例		
昭和31年3月27日 条例第2号			昭和31年3月27日 条例第2号		
(手数料)			(手数料)		
第2条 市長は、別表第1から別表第4の左欄の事務の種類に掲げる事務を申請する者から、それぞれ、別表第1にあつては、同表の中欄の単位の区分により右欄の金額に掲げる手数料を、別表第2から別表第4にあつては、各表の中欄の手数料の名称に掲げる区分により右欄の単位及び金額に掲げる手数料を徴収し、別表第5の左欄の事務の種類に掲げる事務に係る手数料については、役務の提供を受ける者の世帯の生計維持の中心者から、同表の中欄の手数料の名称に掲げる区分により右欄の単位及び金額に掲げる金額以内で市長が別に規則で定める区分に応じた金額の手数料を徴収する。			第2条 市長は、別表第1から別表第4の左欄の事務の種類に掲げる事務を申請する者から、それぞれ、別表第1にあつては、同表の中欄の単位の区分により右欄の金額に掲げる手数料を、別表第2から別表第4にあつては、各表の中欄の手数料の名称に掲げる区分により右欄の単位及び金額に掲げる手数料を徴収し、別表第5の左欄の事務の種類に掲げる事務に係る手数料については、 <u>派遣対象世帯又は</u> 役務の提供を受ける者の世帯の生計維持の中心者から、同表の中欄の手数料の名称に掲げる区分により右欄の単位及び金額に掲げる金額以内で市長が別に規則で定める区分に応じた金額の手数料を徴収する。		
2・3 略			2・3 略		
4 土地及び建物の証明について、土地については3筆、建物については3棟又は土地建物を併せた場合は3筆（棟）までをもつて1件とし、以後1筆又は1棟増すごとに別表第1に定める金額又は別表第2に定める都市計画関係証明手数料の金額に30円を加算した額を徴収する。			4 土地及び建物の証明について、土地については3筆、建物については3棟又は土地建物を併せた場合は3筆（棟）までをもつて1件とし、以後1筆又は1棟増すごとに別表第1に定める金額に30円を加算した額を徴収する。		
5・6 略 (手数料の減免)			5・6 略 (手数料の減免)		
第6条 次の各号に掲げるものについて市長は、手数料を徴収しない。 (1)～(3) 略 (4) <u>傷病により救急搬送を受けたことを証明するもの</u>			第6条 次の各号に掲げるものについて市長は、手数料を徴収しない。 (1)～(3) 略		
2～5 略 別表第1（第2条）			2～5 略 別表第1（第2条）		
事務の種類		単位	金額	事務の種類	
略		略	略	略	
り災届出についての証明				り災届出についての証明	
				漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第2項及び	

略

別表第2（第2条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略		
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、同項第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ及び同項第7号イの規定による認定の申請に対する審査	優良宅地認定申請手数料	認定申請1件につき、審査する造成宅地の面積が (1) 0.1ヘクタール未満 <u>99,000円</u> (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>149,000円</u> (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 <u>224,000円</u> (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 <u>298,000円</u> (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 <u>448,000円</u> (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 <u>587,000円</u> (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 <u>756,000円</u> (8) 10ヘクタール以上 <u>1,000,000円</u>
略		
宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1	宅地造成工事許可申請手数料	許可申請1件につき、切土又は盛土をする土地の面積が

第8項の適格性を有する証明

略

別表第2（第2条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略		
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、同項第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ、同項第7号イ、第68条の6第3項第5号イ及び同項第7号イの規定による認定の申請に対する審査	優良宅地認定申請手数料	認定申請1件につき、審査する造成宅地の面積が (1) 0.1ヘクタール未満 <u>86,000円</u> (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 <u>130,000円</u> (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 <u>190,000円</u> (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 <u>260,000円</u> (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 <u>390,000円</u> (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 <u>510,000円</u> (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 <u>660,000円</u> (8) 10ヘクタール以上 <u>870,000円</u>
略		
宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1	宅地造成工事許可申請手数料	許可申請1件につき、切土又は盛土をする土地の面積が

項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。次項において「旧法」という。）第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	(1) 500平方メートル以内のもの <u>14,000円</u> (2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>25,000円</u> (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>37,000円</u> (4) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>55,000円</u> (5) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>77,000円</u> (6) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの <u>124,000円</u> (7) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの <u>194,000円</u> (8) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの <u>279,000円</u> (9) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの <u>373,000円</u>	項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。次項において「旧法」という。）第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	(1) 500平方メートル以内のもの <u>12,000円</u> (2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>21,000円</u> (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>31,000円</u> (4) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>47,000円</u> (5) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>67,000円</u> (6) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの <u>110,000円</u> (7) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの <u>170,000円</u> (8) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの <u>250,000円</u> (9) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの <u>340,000円</u>
---	--	---	--

		(10) 100,000平方メートルを超えるもの <u>463,000円</u>			(10) 100,000平方メートルを超えるもの <u>420,000円</u>
旧法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成工事計画変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（その額が463,000円を超えるときは、463,000円） (1) 宅地造成に関する工事の設計の変更（(2)に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、変更前の切土又は盛土をする土地の面積（(2)に規定する変更がない場合であつて、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときにあつては、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）が ア 500平方メートル以内のもの <u>1,600円</u> イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>2,900円</u> ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>4,000円</u> エ 2,000平方メートル		旧法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成工事計画変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（その額が420,000円を超えるときは、420,000円） (1) 宅地造成に関する工事の設計の変更（(2)に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、変更前の切土又は盛土をする土地の面積（(2)に規定する変更がない場合であつて、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときにあつては、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、宅地造成工事許可申請手数料の目に定める額に10分の1を乗じて得た額

				<u>ルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> <u>6,100円</u> <u>オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> <u>8,700円</u> <u>カ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> <u>13,000円</u> <u>キ 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの</u> <u>20,000円</u> <u>ク 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの</u> <u>30,000円</u> <u>ケ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの</u> <u>40,000円</u> <u>コ 100,000平方メートルを超えるもの</u> <u>50,000円</u> (2) <u>切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、宅地造成工事許可申請手数料の目</u>				(2) <u>切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、宅地造成工事許可申請手数料の目</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	--

		に定める額 (3) その他の変更につ いては、12,000円			に定める額 (3) その他の変更につ いては、10,000円
宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定による書面の交付	宅地造成工事許可等証明申請手数料	1件につき 600円			
都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する区域区分に関する証明書、同法第8条第1項に規定する地域地区に関する証明書、同法第11条第1項に規定する都市施設に関する証明書又は同法第12条の4第1項に規定する地区計画等に関する証明書の交付	都市計画関係証明手数料	1件につき 600円			
都市計画法第29条の規定による開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 許可申請1件につき、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為であつて、開発区域の面積がア 0.1ヘクタール未満のとき 11,000円	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 許可申請1件につき、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為であつて、開発区域の面積がア 0.1ヘクタール未満のとき 8,600円

イ	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	<u>26,000円</u>
ウ	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<u>51,000円</u>
エ	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	<u>103,000円</u>
オ	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	<u>154,000円</u>
カ	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	<u>204,000円</u>
キ	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	<u>254,000円</u>
ク	10.0ヘクタール以上のとき	<u>353,000円</u>
(2) 許可申請1件につき、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であつて、開発区域		

イ	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	<u>22,000円</u>
ウ	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<u>43,000円</u>
エ	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	<u>86,000円</u>
オ	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	<u>130,000円</u>
カ	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	<u>170,000円</u>
キ	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	<u>220,000円</u>
ク	10.0ヘクタール以上のとき	<u>300,000円</u>
(2) 許可申請1件につき、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であつて、開発区域		

の面積が
ア 0.1ヘクタール未 満のとき <u>15,000円</u>
イ 0.1ヘクタール以 上0.3ヘクタール未 満のとき <u>36,000円</u>
ウ 0.3ヘクタール以 上0.6ヘクタール未 満のとき <u>78,000円</u>
エ 0.6ヘクタール以 上1.0ヘクタール未 満のとき <u>144,000 円</u>
オ 1.0ヘクタール以 上3.0ヘクタール未 満のとき <u>234,000 円</u>
カ 3.0ヘクタール以 上6.0ヘクタール未 満のとき <u>314,000 円</u>
キ 6.0ヘクタール以 上10.0ヘクタール未 満のとき <u>393,000 円</u>
ク 10.0ヘクタール以 上のとき <u>553,000 円</u>
(3) 許可申請1件につ き、その他の場合であ つて、開発区域の面積 が
ア <u>0.1ヘクタール未 満のとき 103,000</u>

の面積が
ア 0.1ヘクタール未 満のとき <u>13,000円</u>
イ 0.1ヘクタール以 上0.3ヘクタール未 満のとき <u>30,000円</u>
ウ 0.3ヘクタール以 上0.6ヘクタール未 満のとき <u>65,000円</u>
エ 0.6ヘクタール以 上1.0ヘクタール未 満のとき <u>120,000 円</u>
オ 1.0ヘクタール以 上3.0ヘクタール未 満のとき <u>200,000 円</u>
カ 3.0ヘクタール以 上6.0ヘクタール未 満のとき <u>270,000 円</u>
キ 6.0ヘクタール以 上10.0ヘクタール未 満のとき <u>340,000 円</u>
ク 10.0ヘクタール以 上のとき <u>480,000 円</u>
(3) 許可申請1件につ き、その他の場合であ つて、開発区域の面積 が
ア <u>0.1ヘクタール未 満のとき 86,000円</u>

		円 イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 156,000 円 ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 228,000 円 エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき 312,000 円 オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき 463,000 円 カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき 602,000 円 キ 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき 772,000 円 ク 10.0ヘクタール以上のとき 1,020,000 0円			イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 130,000 円 ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 190,000 円 エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき 260,000 円 オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき 390,000 円 カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき 510,000 円 キ 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき 660,000 円 ク 10.0ヘクタール以上のとき 870,000 円
都市計画法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,020,000円を超えるときは、その手数料の額は1,	都市計画法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は870,00

020,000円とする。

(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更（(4)のみに該当する場合を除く。）であつて、開発区域の面積（(4)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積。以下(2)及び(3)において同じ。）が

ア 0.1ヘクタール未満のとき 1,200円

イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 3,000円

ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 5,500円

エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき 11,000円

オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき 15,000円

カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき 20,000円

キ 6.0ヘクタール以

0円とする。

(1) 開発行為に関する設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発行為許可申請手数料の目に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

	上10.0ヘクタール未
	満のとき 26,000円
ク	10.0ヘクタール以
	上のとき 36,000円
(2)	主として住宅以外
	の建築物で自己の業務
	の用に供するものの建
	築又は自己の業務の用
	に供する特定工作物の
	建設の用に供する目的
	で行う開発行為に関す
	る設計の変更((4)のみ
	に該当する場合を除
	く。)であつて、開発
	区域の面積が
ア	0.1ヘクタール未
	満のとき 1,800円
イ	0.1ヘクタール以
	上0.3ヘクタール未
	満のとき 4,200円
ウ	0.3ヘクタール以
	上0.6ヘクタール未
	満のとき 8,400円
エ	0.6ヘクタール以
	上1.0ヘクタール未
	満のとき 14,000円
オ	1.0ヘクタール以
	上3.0ヘクタール未
	満のとき 24,000円
カ	3.0ヘクタール以
	上6.0ヘクタール未
	満のとき 32,000円
キ	6.0ヘクタール以
	上10.0ヘクタール未

	満のとき 40,000円		
	ク 10.0ヘクタール以 上のとき 57,000円		
(3)	(1)及び(2)に掲げ るもののほか、開発行 為に関する設計の変更 ((4)のみに該当する 場合を除く。)であつ て、開発区域の面積が		
	ア 0.1ヘクタール未 満のとき 11,000円		
	イ 0.1ヘクタール以 上0.3ヘクタール未 満のとき 15,000円		
	ウ 0.3ヘクタール以 上0.6ヘクタール未 満のとき 22,000円		
	エ 0.6ヘクタール以 上1.0ヘクタール未 満のとき 31,000円		
	オ 1.0ヘクタール以 上3.0ヘクタール未 満のとき 46,000円		
	カ 3.0ヘクタール以 上6.0ヘクタール未 満のとき 61,000円		
	キ 6.0ヘクタール以 上10.0ヘクタール未 満のとき 79,000円		
	ク 10.0ヘクタール以 上のとき 104,000 円		
(4)	新たな土地の開発 区域への編入に係る都	(2)	新たな土地の開発 区域への編入に係る都

		市計画法第30条第1項 第1号から第4号までに 掲げる事項の変更に ついては、新たに編入 される開発区域の面積 に応じ開発行為許可申請 手数料の目に掲げる額 (5) その他の変更に ついては、11,000円			市計画法第30条第1項 第1号から第4号までに 掲げる事項の変更に ついては、新たに編入 される開発区域の面積 に応じ開発行為許可申請 手数料の目に掲げる額 (3) その他の変更に ついては 10,000円
都市計画法第37条第1号の 規定による建築又は建設 の承認の申請に対する 審査	工事完了公告以前の 建築（建設）承認申請 手数料	1件につき 600円			
都市計画法第41条第2項た だし書（同法第35条の2第4 項において準用する場合 を含む。）の規定による建 築の許可の申請に対する 審査	市街化調整区域内に おける建築物の特例 許可申請手数料	1件につき 52,000円	都市計画法第41条第2項た だし書（同法第35条の2第4 項において準用する場合 を含む。）の規定による建 築の許可の申請に対する 審査	市街化調整区域内に おける建築物の特例 許可申請手数料	1件につき 46,000円
都市計画法第42条第1項た だし書の規定による建築 等の許可の申請に対する 審査	予定建築物等以外の 建築等許可申請手数料	1件につき 28,000円	都市計画法第42条第1項た だし書の規定による建築 等の許可の申請に対する 審査	予定建築物等以外の 建築等許可申請手数料	1件につき 26,000円
都市計画法第43条の規定 による建築等の許可の申 請に対する審査	開発許可を受けない 市街化調整区域内の 土地における建築等 許可申請手数料	許可申請1件につき、敷地 の面積が (1) 0.1ヘクタール未満 のとき 7,500円 (2) 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満の とき 19,000円 (3) 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満の とき 42,000円	都市計画法第43条の規定 による建築等の許可の申 請に対する審査	開発許可を受けない 市街化調整区域内の 土地における建築等 許可申請手数料	許可申請1件につき、敷地 の面積が (1) 0.1ヘクタール未満 のとき 6,900円 (2) 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満の とき 18,000円 (3) 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満の とき 39,000円

		(4) 0.6ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満の とき <u>74,000円</u> (5) 1.0ヘクタール以上 のとき <u>104,000円</u>			(4) 0.6ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満の とき <u>69,000円</u> (5) 1.0ヘクタール以上 のとき <u>97,000円</u>
都市計画法第45条の規定 による開発許可を受けた 地位の承継の承認申請に 対する審査	開発許可を受けた地 位の承継の承認申請 手数料	(1) 承認申請1件につ き、承認申請をする者 が行おうとする開発行 為が、主として自己の 居住の用に供する住宅 の建築の用に供する目 的で行うもの又は主と して、住宅以外の建築 物で自己の業務の用に 供するものの建築若し くは自己の業務の用に 供する特定工作物の建 設の用に供する目的で 行うものであつて開発 区域の面積が1.0ヘク タール未満のものであ る場合 <u>2,000円</u> (2) 承認申請1件につ き、承認申請をする者 が行おうとする開発行 為が、主として、住宅 以外の建築物で自己の 業務の用に供するもの の建築又は自己の業務 の用に供する特定工作 物の建設の用に供する 目的で行うものであつ て開発区域の面積が1.	都市計画法第45条の規定 による開発許可を受けた 地位の承継の承認申請に 対する審査	開発許可を受けた地 位の承継の承認申請 手数料	(1) 承認申請1件につ き、承認申請をする者 が行おうとする開発行 為が、主として自己の 居住の用に供する住宅 の建築の用に供する目 的で行うもの又は主と して、住宅以外の建築 物で自己の業務の用に 供するものの建築若し くは自己の業務の用に 供する特定工作物の建 設の用に供する目的で 行うものであつて開発 区域の面積が1.0ヘク タール未満のものであ る場合 <u>1,700円</u> (2) 承認申請1件につ き、承認申請をする者 が行おうとする開発行 為が、主として、住宅 以外の建築物で自己の 業務の用に供するもの の建築又は自己の業務 の用に供する特定工作 物の建設の用に供する 目的で行うものであつ て開発区域の面積が1.

		0ヘクタール以上のものである場合 <u>3,100円</u> (3) 承認申請1件につき、承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 <u>19,000円</u>
都市計画法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	交付申請1件につき <u>940円</u>
略		
都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）、第42条第1項ただし書、第43条第1項又は第53条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	開発行為又は建築に関する証明書等交付手数料	1件につき <u>600円</u>
道路法（昭和27年法律第180号）第4条の道路を構成する敷地に関する証明書（市道に係るものに限る。）の交付	市道敷地証明書交付手数料	1件につき <u>600円</u>
道路法第8条の規定による市道として道路が認定されていることの証明書の	市道証明書交付手数料	1件につき <u>600円</u>

		0ヘクタール以上のものである場合 <u>2,700円</u> (3) 承認申請1件につき、承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 <u>17,000円</u>
都市計画法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	交付申請1件につき <u>470円</u>
略		

交付		
道路法第28条第1項の規定により調製した道路台帳に附属する図面に記載された道路の現況の幅員に関する証明書の交付	道路幅員証明書交付手数料	1件につき 600円
道路法第90条第2項又は国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号の規定により譲を受けた法定外公共物（木更津市法定外公共物の管理に関する条例（平成14年木更津市条例第4号）第2条に規定する法定外公共物をいう。）であることの証明書の交付	法定外公共物譲与証明書交付手数料	1件につき 600円

別表第3（第2条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略		
建築基準法第12条第8項の規定により整備された台帳に記載されている事項に関する証明書の交付	台帳記載事項証明書交付手数料	1件につき 600円
建築基準法第42条第1項の道路（同項第5号に該当するものに限る。）の位置の指定に係る図面の写しの交付	道路の位置の指定に係る図面の写しの交付手数料	1件につき 600円
建築基準法第93条の2の規定による国土交	建築計画概要書等の写しの交付	1件につき 600円

別表第3（第2条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略		

通省令で定める書類
の写しの交付

手数料

備考 略

別表第5（第2条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
ひとり暮らし高齢者等 緊急通報装置貸与事業	緊急通報装置貸与 手数料	(1) 利用（安否センサー無）1 月につき 3,150円以内 (2) 利用（安否センサー付）1 月につき 3,780円以内 (3) 撤去1台につき 7,350円 以内 (4) 移設1台につき 16,590 円以内

備考 略

備考 略

別表第5（第2条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
老人福祉法（昭和38年法 律第133号）第10条の4第 1項第1号の規定により 市が措置を採る同法第5 条の2第2項に規定する 老人居宅介護等事業で ある老人ホームヘルパ ーの派遣	老人ホームヘルパ ー派遣手数料	1時間につき 1,000円以内
老人福祉法第10条の4第 1項第2号の規定により 市が措置を採る同法第5 条の2第3項に規定する 老人デイサービス事業 で実施する便宜の供与	老人デイサービス 事業手数料	1施設1日につき 1,000円以内
ひとり暮らし高齢者等 緊急通報装置貸与事業	緊急通報装置貸与 手数料	(1) 利用（安否センサー無）1 月につき 3,150円以内 (2) 利用（安否センサー付）1 月につき 3,780円以内 (3) 撤去1台につき 7,350円 以内 (4) 移設1台につき 16,590 円以内

備考 略

新旧対照表

○議案第77号 木更津市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新							旧														
木更津市民会館の設置及び管理に関する条例							木更津市民会館の設置及び管理に関する条例														
昭和44年10月14日 条例第27号							昭和44年10月14日 条例第27号														
別表第 1 （第16条第 2 項）							別表第 1 （第16条第 2 項）														
使用時間			午前 (午前 8 時30 分から午前12 時まで)		午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)		夜間 (午後 6 時から午後 9 時30 分まで)		全日 (午前 8 時30 分から午後 9 時30 分まで)		使用時間			午前 (午前 8 時30 分から午前12 時まで)		午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)		夜間 (午後 6 時から午後 9 時30 分まで)		全日 (午前 8 時30 分から午後 9 時30 分まで)	
使用区分	中ホール	平日	市民等	13, 470円	24, 870円	34, 820円	83, 230円	中ホール	平日	市民等	11, 230円	20, 730円	29, 020円	69, 360円	中ホール	平日	市民等	13, 600円	27, 210円	38, 100円	89, 590円
		市民等以外	16, 320円	32, 650円	45, 720円	107, 500円	市民等以外			14, 500円	26, 950円	37, 320円	89, 640円								
	土曜日、日曜日、休日	市民等	17, 400円	32, 340円	44, 780円	107, 560円	土曜日、日曜日、休日	市民等	14, 500円	26, 950円	37, 320円	89, 640円	土曜日、日曜日、休日	市民等	19, 040円	35, 370円	48, 980円	117, 670円			
		市民等以外	22, 840円	42, 440円	58, 770円	141, 200円		市民等以外						市民等以外							
略							略														
備考 略							備考 略														

新旧対照表

○議案第 7 8 号 木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 昭和49年12月20日 条例第48号 (使用料) 第11条 使用者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。 略 備考 浴室を使用するときの使用料は、その使用 1 人 1 回につき、本表に規定する使用料に<u>200円</u>を加算した額とする。 2 略	木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 昭和49年12月20日 条例第48号 (使用料) 第11条 使用者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。 略 備考 浴室を使用するときの使用料は、その使用 1 人 1 回につき、本表に規定する使用料に<u>100円</u>を加算した額とする。 2 略

新旧対照表

○議案第79号 木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新			旧				
木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例			木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例				
昭和59年3月30日 条例第10号			昭和59年3月30日 条例第10号				
別表（第15条第1項）			別表（第15条第1項）				
使用区分	単位	使用料	使用時間	午前 (午前9時から午前12時まで)	午後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
第1会議室	1時間当たり	660円	第1会議室	2,060円	3,100円	4,140円	8,290円
第2会議室	1時間当たり	660円	第2・第3・第4会議室	1,440円	2,060円	3,100円	6,210円
第3会議室	1時間当たり	660円	第1・第2研修室	1,440円	2,060円	3,100円	6,210円
第4会議室	1時間当たり	660円	第3研修室	3,100円	4,140円	6,210円	12,430円
第1談話室	1時間当たり	660円	第1談話室	1,440円	2,060円	3,100円	6,210円
第2談話室	1時間当たり	660円	第2談話室	2,060円	3,100円	4,140円	8,290円
教養室	1時間当たり	660円	和室	3,100円	4,140円	6,210円	12,430円
音楽室	1時間当たり	660円	教養室	2,060円	3,100円	4,140円	8,290円
第1研修室及び第2研修室（一括貸出）	1時間当たり	1,100円	音楽室	2,060円	3,100円	4,140円	8,290円
第3研修室	1時間当たり	1,100円	料理実習室	3,100円	4,140円	6,210円	12,430円
和室	1時間当たり	1,100円	講習室	2,060円	3,100円	4,140円	8,290円
料理実習室	1時間当たり	1,100円	市民ホール	6,210円	9,320円	12,430円	24,870円
講習室	1時間当たり	1,100円	ホワイエ	1箇所1日につき、市民ロビー3,100円、市民ホール前ホワイエ・談話文化コーナー及び図書コーナー2,060円、幼児コーナー1,030円とする。ただし、市民ホールと併せてホワイエを使用する場合は無料とする。			
市民ホール	1時間当たり	2,200円					
ホワイエ	幼児コーナー	1日当たり					
	談話文化コーナー	1日当たり					
	図書コーナー	1日当たり					
	市民ホール前ホワイエ	1日当たり					
	エ						
	市民ロビー	1日当たり					
備考			備考				
1 次に掲げるもの以外のものが本表の施設を使用する場合の使用料は、同表に規定する使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。			1 次に掲げるもの以外のものが本表の施設を使用する場合の使用料は、同表に規定する使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。				

<u>(1) 本市に住所を有する者</u> <u>(2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u> <u>(3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u>	<u>(1) 本市に住所を有する者</u> <u>(2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u> <u>(3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u>
<u>2 10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>	<u>2 10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>
<u>3 市民ホールと併せてホワイエを使用する場合は、ホワイエの使用料は無料とする。</u>	

新旧対照表

○議案第80号 木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

新				旧			
木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 平成5年9月25日 条例第21号				木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 平成5年9月25日 条例第21号			
別表第1（第31条）				別表第1（第31条）			
種別	取扱区分	手数料の額	徴収の方法	種別	取扱区分	手数料の額	徴収の方法
略				略			
その他の一般 廃棄物	粗大ごみを市が戸別に収集、運搬及び処分するとき	1点につき 800円	収集の際に現金又は一般廃棄物処理券（粗大ごみ処理券）	その他の一般 廃棄物	臨時に市が収集、運搬及び処分するとき	1キログラムまでごとに 15円	収集の際に現金
					粗大ごみを市が戸別に収集、運搬及び処分するとき	1点につき 800円	収集の際に現金又は一般廃棄物処理券（粗大ごみ処理券）
					燃やせるごみ又は燃やせないごみを指定ごみ袋（燃やせるごみ用又は燃やせないごみ用）に収納し、一般廃棄物処理計画所定の収集場所に搬出するとき	指定ごみ袋小袋（20リットル相当）1枚につき 20円 指定ごみ袋中袋（30リットル相当）1枚につき 30円 指定ごみ袋大袋（45リットル相当）1枚につき 45円	指定ごみ袋
					燃やせるごみ又は燃やせないごみを市長が指定していた旧ごみ袋（燃やせるごみ用又は燃やせないごみ用）に収納し、手数料納付済証を貼付し	手数料納付済証20リットル用1枚につき 15円 手数料納付済証30リットル用1枚につき 25円 手数料納付済証45リットル用1枚に	手数料納付済証

					て、一般廃棄物処	つき 40円	
					理計画所定の収集		
					場所に搬出すると		
					き		
					略		
備考 略					備考 略		

新旧対照表

○議案第 8 1 号 木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例 平成13年12月21日 条例第30号 (法第34条第11号の条例で指定する土地の区域) 第 3 条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号の全てに該当する土地の区域のうち市長が指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）とする。 (1)～(3) 略 <u>2 市長は、指定区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示するとともに、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。</u> <u>3 第 1 項の規定による指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</u> <u>4 前 2 項の規定は、指定区域の変更又は廃止について準用する。</u>	木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例 平成13年12月21日 条例第30号 (法第34条第11号の条例で指定する土地の区域) 第 3 条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号の全てに該当する土地の区域とする。 (1)～(3) 略

新旧対照表

○議案第82号 木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例

新				旧				
木更津市立公民館設置及び管理運営条例				木更津市立公民館設置及び管理運営条例				
昭和32年10月 1 日 条例第29号				昭和32年10月 1 日 条例第29号				
別表第 1 （第 9 条第 2 項）				別表第 1 （第 9 条第 2 項）				
木更津市立 中央公民館	種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）					
			単位	使用料				
	第1会議室	1時間当たり	400円					
	第2会議室	1時間当たり	400円					
	第3会議室	1時間当たり	400円					
	第4会議室	1時間当たり	150円					
	第5会議室	1時間当たり	300円					
	第6会議室	1時間当たり	150円					
	第7会議室	1時間当たり	600円					
略				木更津市立 中央公民館	種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
単位		使用料						
第1会議室	1時間当たり	300円						
第2会議室	1時間当たり	300円						
第3会議室	1時間当たり	300円						
第4会議室	1時間当たり	100円						
第5会議室	1時間当たり	200円						
第6会議室	1時間当たり	100円						
第7会議室	1時間当たり	500円						
略				備考 略				
別表第 2 （第 9 条第 2 項）				別表第 2 （第 9 条第 2 項）				
木更津市立 富来田公民館	種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）					
			使用料（1時間当たり）					
	保育室	150円						
	茶室	150円						
	和室	150円						
	会議室	150円						
	第1研修室	300円						
	第2研修室	300円						
	調理実習室	300円						
	体育室	400円						
	工芸実習室	400円						
多目的ホール	600円							
備考 略				木更津市立 富来田公民館	種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
使用料（1時間当たり）		使用料（1時間当たり）						
保育室	100円							
茶室	100円							
和室	100円							
会議室	100円							
第1研修室	200円							
第2研修室	200円							
調理実習室	200円							
体育室	300円							
工芸実習室	300円							
多目的ホール	500円							
備考 略				備考 略				

別表第3（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立 岩根公民館	保育室	150円
	第1学習室	150円
	第2学習室	150円
	第3学習室	150円
	第4学習室	150円
	休養室	150円
	集会室	300円

備考 略

別表第4（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立 鎌足公民館	図書室	1時間当たり	150円
	学習室	1時間当たり	150円
	工作室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	300円
	研修室	1時間当たり	400円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円

備考 略

別表第5（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立 中郷公民館	調理実習室	150円
	児童図書室	150円
	第1研修室	150円
	第2研修室	150円
	第3研修室	150円
	和室	150円
	視聴覚室	150円

別表第3（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立 岩根公民館	保育室	100円
	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	200円

備考 略

別表第4（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立 鎌足公民館	図書室	1時間当たり	100円
	学習室	1時間当たり	100円
	工作室	1時間当たり	100円
	調理実習室	1時間当たり	100円
	和室	1時間当たり	200円
	研修室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考 略

別表第5（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立 中郷公民館	調理実習室	100円
	児童図書室	100円
	第1研修室	100円
	第2研修室	100円
	第3研修室	100円
	和室	100円
	視聴覚室	100円

備考 略
別表第6（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立富岡公民館	第1・第2集会室	1時間当たり	300円
	会議室	1時間当たり	150円
	研修室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	150円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円

備考 略
別表第7（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立文京公民館	保育室	150円	
	学習室	150円	
	休養室	300円	
	集会室	500円	

備考 略
別表第8（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立八幡台公民館	第1・第2学習室	150円	
	第3学習室	150円	
	調理実習室	150円	
	和室	150円	
	集会室	500円	

備考 略
別表第9（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	

備考 略
別表第6（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立富岡公民館	第1・第2集会室	1時間当たり	200円
	会議室	1時間当たり	100円
	研修室	1時間当たり	100円
	和室	1時間当たり	100円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考 略
別表第7（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立文京公民館	保育室	100円	
	学習室	100円	
	休養室	200円	
	集会室	400円	

備考 略
別表第8（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立八幡台公民館	第1・第2学習室	100円	
	第3学習室	100円	
	調理実習室	100円	
	和室	100円	
	集会室	400円	

備考 略
別表第9（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	

木更津市立	第1研修室	400円
東清公民館	第2研修室	150円
	和室	150円
	調理実習室	300円

備考 略

別表第10（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立	和室	150円
清見台公民館	第1研修室	400円
	第2研修室	150円
	調理実習室	300円
	集会室	500円

備考 略

別表第11（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立	保育室	1時間当たり	150円
畑沢公民館	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	150円
	集会室	1時間当たり	400円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円

備考 略

別表第12（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立	第1学習室	150円
岩根西公民館	第2学習室	150円
	第3学習室	150円

木更津市立	第1研修室	300円
東清公民館	第2研修室	100円
	和室	100円
	調理実習室	200円

備考 略

別表第10（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立	和室	100円
清見台公民館	第1研修室	300円
	第2研修室	100円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考 略

別表第11（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立	保育室	1時間当たり	100円
畑沢公民館	第1学習室	1時間当たり	100円
	第2学習室	1時間当たり	100円
	第3学習室	1時間当たり	100円
	調理実習室	1時間当たり	100円
	休養室	1時間当たり	100円
	集会室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考 略

別表第12（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立	第1学習室	100円
岩根西公民館	第2学習室	100円
	第3学習室	100円

	保育室	<u>150円</u>
	休養室	<u>150円</u>
	調理実習室	<u>300円</u>
	集会室	<u>500円</u>

備考 略

別表第13（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立 西清川公民館	第1学習室	1時間当たり	<u>150円</u>
	第2学習室	1時間当たり	<u>150円</u>
	第3学習室・ 調理実習室	1時間当たり	<u>300円</u>
	第4学習室	1時間当たり	<u>150円</u>
	保育室	1時間当たり	<u>150円</u>
	休養室	1時間当たり	<u>300円</u>
	集会室	1時間当たり	<u>400円</u>
	陶芸用電気 窯	1回の使用につき	素焼き <u>1,200円</u> 本焼き <u>2,400円</u>

備考 略

別表第14（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立 波岡公民館	第1学習室	<u>150円</u>	
	第2学習室	<u>150円</u>	
	第3学習室	<u>150円</u>	
	休養室	<u>300円</u>	
	調理実習室	<u>300円</u>	
	集会室	<u>500円</u>	

備考 略

別表第15（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立	第1学習室	<u>150円</u>	

	保育室	<u>100円</u>
	休養室	<u>100円</u>
	調理実習室	<u>200円</u>
	集会室	<u>400円</u>

備考 略

別表第13（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立 西清川公民館	第1学習室	1時間当たり	<u>100円</u>
	第2学習室	1時間当たり	<u>100円</u>
	第3学習室・ 調理実習室	1時間当たり	<u>200円</u>
	第4学習室	1時間当たり	<u>100円</u>
	保育室	1時間当たり	<u>100円</u>
	休養室	1時間当たり	<u>200円</u>
	集会室	1時間当たり	<u>300円</u>
	陶芸用電気 窯	1回の使用につき	素焼き <u>1,030円</u> 本焼き <u>2,060円</u>

備考 略

別表第14（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立 波岡公民館	第1学習室	<u>100円</u>	
	第2学習室	<u>100円</u>	
	第3学習室	<u>100円</u>	
	休養室	<u>200円</u>	
	調理実習室	<u>200円</u>	
	集会室	<u>400円</u>	

備考 略

別表第15（第9条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立	第1学習室	<u>100円</u>	

桜井公民館	第2学習室	<u>150円</u>	桜井公民館	第2学習室	<u>100円</u>
	第3学習室	<u>150円</u>		第3学習室	<u>100円</u>
	保育室	<u>150円</u>		保育室	<u>100円</u>
	休養室	<u>300円</u>		休養室	<u>200円</u>
	調理実習室	<u>300円</u>		調理実習室	<u>200円</u>
	集会室	<u>500円</u>		集会室	<u>400円</u>
備考 略			備考 略		

新旧対照表

○議案第83号 木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新			旧		
木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例 昭和51年3月27日 条例第6号			木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例 昭和51年3月27日 条例第6号		
別表第1（第9条第1項）			別表第1（第9条第1項）		
種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）			使用料（1時間当たり）
木更津市立 高柳市民学 習会館	保育室	150円	木更津市立 高柳市民学 習会館	保育室	100円
	第1学習室	150円		第1学習室	100円
	第2学習室	150円		第2学習室	100円
	第3学習室	150円		第3学習室	100円
	第4学習室	150円		第4学習室	100円
	休養室	150円		休養室	100円
	集会室	300円		集会室	200円
備考 略			備考 略		
別表第2（第9条第1項）			別表第2（第9条第1項）		
種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）			使用料（1時間当たり）
木更津市立 文京市民学 習会館	保育室	150円	木更津市立 文京市民学 習会館	保育室	100円
	学習室	150円		学習室	100円
	休養室	300円		休養室	200円
	集会室	500円		集会室	400円
備考 略			備考 略		
別表第3（第9条第1項）			別表第3（第9条第1項）		
種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）			使用料（1時間当たり）
木更津市立 中郷コミュ ニティーセ ンター	調理実習室	150円	木更津市立 中郷コミュ ニティーセ ンター	調理実習室	100円
	児童図書室	150円		児童図書室	100円
	第1研修室	150円		第1研修室	100円
	第2研修室	150円		第2研修室	100円

	第3研修室	150円
	和室	150円
	視聴覚室	150円

備考 略

別表第4（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立	和室	150円
清見台コミ	第1研修室	400円
ユニテイー	第2研修室	150円
センター	調理実習室	300円
	集会室	500円

備考 略

別表第5（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立	アマチュア	入場料を徴 900円
清見台コミ	スポーツに	しないもの
ユニテイー	使用する場	入場料を徴 2,000円
センター附	合	するもの
属体育館	その他の場	入場料を徴 3,100円
	合	しないもの
		入場料を徴 7,600円
		するもの

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

別表第6（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
----	------	-----------------------

	第3研修室	100円
	和室	100円
	視聴覚室	100円

備考 略

別表第4（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立	和室	100円
清見台コミ	第1研修室	300円
ユニテイー	第2研修室	100円
センター	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考 略

別表第5（第9条第1項）

使用区分	使用時間	2時間使用につき	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
木更津市立	アマチュア	入場料を徴 1,080円	1,920円
清見台コミ	スポーツに	しないもの	
ユニテイー	使用する場	入場料を徴 2,700円	4,800円
センター附	合	するもの	
属体育館	その他の場	入場料を徴 4,320円	7,670円
	合	しないもの	
		入場料を徴 10,800円	19,210円
		するもの	

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。）につき、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第6（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
----	------	-----------------------

		単位	使用料
木更津市立 畑沢市民学 習会館	保育室	1時間当たり	<u>150円</u>
	第1学習室	1時間当たり	<u>150円</u>
	第2学習室	1時間当たり	<u>150円</u>
	第3学習室	1時間当たり	<u>150円</u>
	調理実習室	1時間当たり	<u>150円</u>
	休養室	1時間当たり	<u>150円</u>
	集会室	1時間当たり	<u>400円</u>
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き <u>1,200円</u> 本焼き <u>2,400円</u>

備考 略

別表第7（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立 岩根西市民 学習会館	第1学習室		<u>150円</u>
	第2学習室		<u>150円</u>
	第3学習室		<u>150円</u>
	保育室		<u>150円</u>
	休養室		<u>150円</u>
	調理実習室		<u>300円</u>
	集会室		<u>500円</u>

備考 略

別表第8（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立 西清川市民 学習会館	第1学習室	1時間当たり	<u>150円</u>
	第2学習室	1時間当たり	<u>150円</u>
	第3学習室・ 調理実習室	1時間当たり	<u>300円</u>
	第4学習室	1時間当たり	<u>150円</u>
	保育室	1時間当たり	<u>150円</u>
	休養室	1時間当たり	<u>300円</u>
	集会室	1時間当たり	<u>400円</u>

		単位	使用料
木更津市立 畑沢市民学 習会館	保育室	1時間当たり	<u>100円</u>
	第1学習室	1時間当たり	<u>100円</u>
	第2学習室	1時間当たり	<u>100円</u>
	第3学習室	1時間当たり	<u>100円</u>
	調理実習室	1時間当たり	<u>100円</u>
	休養室	1時間当たり	<u>100円</u>
	集会室	1時間当たり	<u>300円</u>
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き <u>1,030円</u> 本焼き <u>2,060円</u>

備考 略

別表第7（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立 岩根西市民 学習会館	第1学習室		<u>100円</u>
	第2学習室		<u>100円</u>
	第3学習室		<u>100円</u>
	保育室		<u>100円</u>
	休養室		<u>100円</u>
	調理実習室		<u>200円</u>
	集会室		<u>400円</u>

備考 略

別表第8（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立 西清川市民 学習会館	第1学習室	1時間当たり	<u>100円</u>
	第2学習室	1時間当たり	<u>100円</u>
	第3学習室・ 調理実習室	1時間当たり	<u>200円</u>
	第4学習室	1時間当たり	<u>100円</u>
	保育室	1時間当たり	<u>100円</u>
	休養室	1時間当たり	<u>200円</u>
	集会室	1時間当たり	<u>300円</u>

	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円
備考 略			
別表第9（第9条第1項）			
種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで） 使用料（1時間当たり）	
木更津市立 桜井市民学 習会館	第1学習室	150円	
	第2学習室	150円	
	第3学習室	150円	
	保育室	150円	
	休養室	300円	
	調理実習室	300円	
	集会室	500円	
備考 略			

	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円
備考 略			
別表第9（第9条第1項）			
種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで） 使用料（1時間当たり）	
木更津市立 桜井市民学 習会館	第1学習室	100円	
	第2学習室	100円	
	第3学習室	100円	
	保育室	100円	
	休養室	200円	
	調理実習室	200円	
	集会室	400円	
備考 略			

新旧対照表

○議案第84号 木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新							旧						
木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例 昭和60年3月30日 条例第11号							木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例 昭和60年3月30日 条例第11号						
別表（第12条）							別表（第12条）						
使用者の区分		宿泊使用料（1人1泊につき）			一時使用料（1人につき）			宿泊使用料（1人1泊につき）			一時使用料（1人につき）		
		3歳未満	3歳以上中学生以下	その他の者	3歳未満	3歳以上中学生以下	その他の者	3歳未満	3歳以上中学生以下	その他の者	3歳未満	3歳以上中学生以下	その他の者
本市の住民	（1）学校教育（義務教育）活動の一環として使用する場合	略						略					
	（2）別に教育委員会規則で定める団体が使用する場合												
	その他の場合	略	<u>540</u> 円	<u>830</u> 円	略	<u>270</u> 円	<u>410</u> 円	略	<u>420</u> 円	<u>640</u> 円	略	<u>200</u> 円	<u>320</u> 円
※ 略							※ 略						

指定管理者の指定に係る債務負担行為補正

(単位：千円)

議案番号	事 項	期 間	限 度 額
8 5	市民活動支援センター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	9 4, 3 6 7
8 6	金田地域交流センター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	5 3, 5 1 5
8 7	健康増進センター指定管理料	令和6年度から 令和11年度まで	3 2 8, 9 0 0

※令和6年12月市議会定例会 議案第68号 令和6年度木更津市一般会計補正予算（第4号）から抜粋

議案第 85 号 (木更津市市民活動支援センターの指定管理者の指定について)

木更津市市民活動支援センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在 木更津市築地 1 番地 1 東日本製鉄所君津地区ビジネスセンター 113 号室
名 称 三幸株式会社 南総支店
代 表 者 名 執行役員支店長 川出 信治

(法人の概要)

所 在 東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4
名 称 三幸株式会社
代 表 者 名 橋本 有史
設 立 昭和 30 年 4 月 22 日
資 本 金 100,000,000 円
従 業 員 数 役員 9 名 従業員 1,529 名
事 業 内 容 1 ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング
2 建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負
3 造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園等屋外施設の清掃業務
4 建物の区分所有等に関する法律に基づく管理者業務
5 産業廃棄物処理業及び廃品処理業
6 浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負
7 消防設備の保守点検並びに工事の請負及び消防用設備機器の販売
8 建築一式工事の請負
9 塗装工事業
10 管工事及び管清掃業
11 電気設備の総合試験検査及び電気工事請負
12 舞台等の放送設備、美術装置及び仮設舞台の操作並びに設営業務
13 警備業及び駐車場の運営管理

- 1 4 労働者派遣事業
- 1 5 各種物品製造の請負
- 1 6 各種競技場及び遊技場の維持管理及び運営管理
- 1 7 保険、医療、養護施設の運営及び管理の請負
- 1 8 売店の経営
- 1 9 食堂の経営及び経営に関するコンサルティング並びに料理仕出業及び食料品の販売
- 2 0 酒類販売業
- 2 1 煙草小売販売業及び煙草、清涼飲料水、酒類の自動販売機の管理・運営
- 2 2 プール監視に関する業務
- 2 3 保育所における保育業務及びその補助
- 2 4 マンション、社宅及び社員寮の運営管理に関する業務
- 2 5 実験用動物の飼育、管理及び補助業務
- 2 6 植物、微生物バイオテクノロジーの研究開発及び補助業務
- 2 7 各種社会的インフラ整備に伴うプラント装置・原子力関連装置の工事管理及び運転管理
- 2 8 公共交通機関の工事管理及び運転管理
- 2 9 翻訳業務及び通訳業務
- 3 0 建物の総合保守管理・各種清掃、省エネルギーに関する研修講座の企画及び運営
- 3 1 給食サービス業
- 3 2 介護機器及び介護用品の販売及びレンタル
- 3 3 不動産及び不動産管理に関するコンサルティング業務及びコンピューターソフトウェアの企画、開発及び販売
- 3 4 土地・建物の有効利用に関する企画、設計、調査
- 3 5 建築の設計、施工、監理及びそれらに関するコンサルティング業務
- 3 6 不動産売買の斡旋、仲介及び不動産賃貸の斡旋、仲介並びに不動産情報の斡旋、仲介
- 3 7 指定管理者業務

- 3 8 指定管理者業務に係わるイベントの企画運営
- 3 9 スポーツ及び文化教室の企画運営
- 4 0 スポーツ用品の販売及び修理
- 4 1 その他適法な一切の事業

議案第 8 5 号 木更津市市民活動支援センター指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	9 人	0 人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	9 人	0 人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 2 号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	9 人	0 人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号）	(1) 社会的弱者への対応について (2) 市民活動を総合的に推進し、かつ活発化するための自主事業の取組みについて (3) 市民活動に関する相談業務を円滑かつ有効的に遂行できる人材について (4) 市民活動を担う人材育成の推進について (5) 市民活動団体相互の間又は市民活動団体と関係機関との間の交流等の連携及び促進について	8 人	1 人
総合評価		9 人	0 人

※採点基準 【可】優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第 86 号 (木更津市金田地域交流センターの指定管理者の指定について)

木更津市金田地域交流センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在 木更津市築地 1 番地 1 東日本製鉄所君津地区ビジネスセンター 113 号室
名 称 三幸株式会社 南総支店
代 表 者 名 執行役員支店長 川出 信治

(法人の概要)

所 在 東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4
名 称 三幸株式会社
代 表 者 名 橋本 有史
設 立 昭和 30 年 4 月 22 日
資 本 金 100,000,000 円
従 業 員 数 役員 9 名 従業員 1,529 名
事 業 内 容 1 ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング
2 建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負
3 造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園等屋外施設の清掃業務
4 建物の区分所有等に関する法律に基づく管理者業務
5 産業廃棄物処理業及び廃品処理業
6 浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負
7 消防設備の保守点検並びに工事の請負及び消防用設備機器の販売
8 建築一式工事の請負
9 塗装工事業
10 管工事及び管清掃業
11 電気設備の総合試験検査及び電気工事請負
12 舞台等の放送設備、美術装置及び仮設舞台の操作並びに設営業務
13 警備業及び駐車場の運営管理

- 1 4 労働者派遣事業
- 1 5 各種物品製造の請負
- 1 6 各種競技場及び遊技場の維持管理及び運営管理
- 1 7 保険、医療、養護施設の運営及び管理の請負
- 1 8 売店の経営
- 1 9 食堂の経営及び経営に関するコンサルティング並びに料理仕出業及び食料品の販売
- 2 0 酒類販売業
- 2 1 煙草小売販売業及び煙草、清涼飲料水、酒類の自動販売機の管理・運営
- 2 2 プール監視に関する業務
- 2 3 保育所における保育業務及びその補助
- 2 4 マンション、社宅及び社員寮の運営管理に関する業務
- 2 5 実験用動物の飼育、管理及び補助業務
- 2 6 植物、微生物バイオテクノロジーの研究開発及び補助業務
- 2 7 各種社会的インフラ整備に伴うプラント装置・原子力関連装置の工事管理及び運転管理
- 2 8 公共交通機関の工事管理及び運転管理
- 2 9 翻訳業務及び通訳業務
- 3 0 建物の総合保守管理・各種清掃、省エネルギーに関する研修講座の企画及び運営
- 3 1 給食サービス業
- 3 2 介護機器及び介護用品の販売及びレンタル
- 3 3 不動産及び不動産管理に関するコンサルティング業務及びコンピューターソフトウェアの企画、開発及び販売
- 3 4 土地・建物の有効利用に関する企画、設計、調査
- 3 5 建築の設計、施工、監理及びそれらに関するコンサルティング業務
- 3 6 不動産売買の斡旋、仲介及び不動産賃貸の斡旋、仲介並びに不動産情報の斡旋、仲介
- 3 7 指定管理者業務

- 3 8 指定管理者業務に係わるイベントの企画運営
- 3 9 スポーツ及び文化教室の企画運営
- 4 0 スポーツ用品の販売及び修理
- 4 1 その他適法な一切の事業

議案第 8 6 号 木更津市金田地域交流センター指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	9 人	0 人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	9 人	0 人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 2 号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	9 人	0 人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号）	(1) 社会的弱者への対応について (2) 市民相互の交流の契機となる自主事業の取組みについて	9 人	0 人
総合評価		9 人	0 人

※採点基準 【可】優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第 87 号 (木更津市健康増進センターの指定管理者の指定について)

木更津市健康増進センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号
名 称	株式会社セントラルスポーツプラザ
代 表 者 名	代表取締役 後藤 聖治
設 立	平成 2 年 7 月 5 日
資 本 金	100,000,000 円
従 業 員 数	役員 7 名 従業員 961 名
事 業 内 容	1 プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場などのスポーツ施設・レジャー施設の経営 2 スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関するコンサルタント業務 3 スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務 4 運動プログラムの提供及び指導 5 食堂喫茶の経営 6 各種菓子及び牛乳、乳製品、清涼飲料水などの食料品の販売 7 スポーツ用品、旅行用バッグなどのレジャー用品、書籍、日用雑貨の販売 8 スポーツトレーニング器具類の販売 9 不動産の賃貸及び管理 10 旅行業法に基づく旅行業者代理業 11 前各号の業務に関連または付随する事業

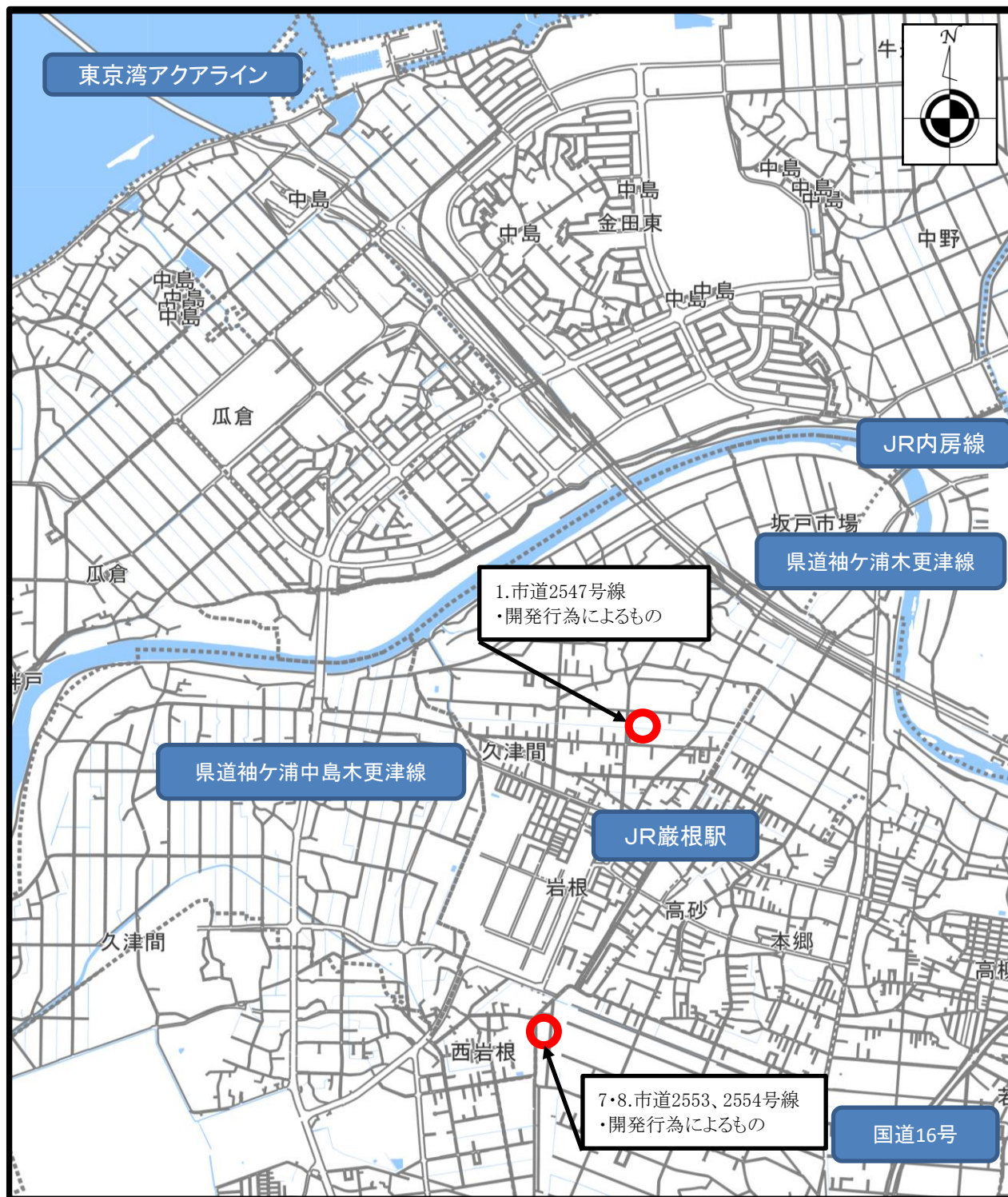
議案第87号

木更津市健康増進センター指定管理者候補者選定評価表

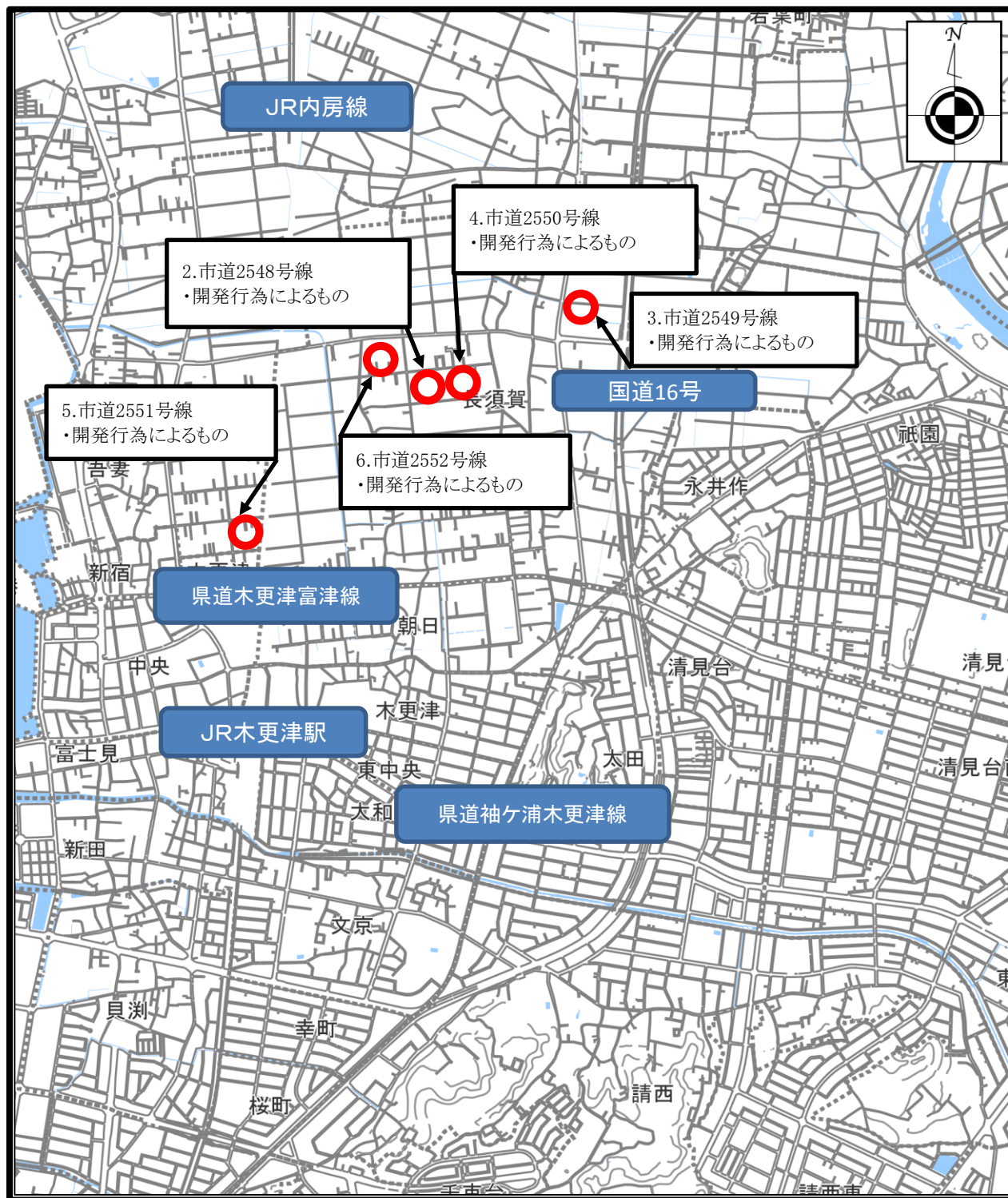
選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	申請団体A	株式会社セントラルスポーツプラザ
			合計	合計
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か 施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	90 点(10 点× 9 人)	64	75
	市民等の平等な利用の確保が図られる内容となっているか。 事業内容が一部の市民、団体等に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	90 点(10 点× 9 人)	61	73
	小 計	180 点(20 点× 9 人)	125	148
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	健康増進センターの利用者サービスの向上や利用促進に対する取組みは、適切かつ実現可能な内容となっているか	180 点(20 点× 9 人)	124	148
	施設の設置目的との適合性は図られているか	180 点(20 点× 9 人)	130	146
	地域住民や関係機関との連携が図られているか 利用者の要望、また苦情処理やトラブルへの対応は適切か	90 点(10 点× 9 人)	58	72
	自主事業は独創的で魅力的な実現性の高い提案となっているか	180 点(20 点× 9 人)	120	146
	日常的な施設の安全管理や使用者の安全確保の具体的な方策が立てられているか	90 点(10 点× 9 人)	58	69
	施設・設備等の維持管理を適正(有資格者による法定点検等)に実施できる具体的な計画が立てられているか	90 点(10 点× 9 人)	61	67
	経費節減を図るための具体的な方策の提案、実現可能性について	90 点(10 点× 9 人)	64	56
	小 計	900 点(100 点× 9 人)	615	704
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	施設管理への意欲・熱意はあるか	45 点(5 点× 9 人)	37	42
	誰もが利用しやすく、公平で透明性の高い運営を行えるか	45 点(5 点× 9 人)	33	41
	財政状況は健全であり、業務を確実に実行する経営的に安定している団体であるか	90 点(10 点× 9 人)	67	72
	実現可能な事業計画であり、予算規模や内容が計画にそって適切か	90 点(10 点× 9 人)	67	67
	業務を円滑に推進できる職員等の配置や業務分担がなされ、また、職員等の指導育成や研修体制は十分であるか	45 点(5 点× 9 人)	33	36
	提案された事業規模や計画が適切であり、加えて経費の面からみて優位か	180 点(20 点× 9 人)	122	120
	施設管理にどの程度の実績があり、良好な管理運営が期待できるか	45 点(5 点× 9 人)	31	40
	小 計	540 点(60 点× 9 人)	390	418
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	社会的弱者に対する配慮に関して、具体的な提案がなされているか	90 点(10 点× 9 人)	54	73
	事故や災害発生時の危機管理にかかる意識や能力があり、発生時の具体的な対応が示されているか 本市の地域防災計画を踏まえた避難所運営、地域と連携した日常的な防災への取り組みが示されているか	90 点(10 点× 9 人)	59	79
	小 計	180 点(20 点× 9 人)	113	152
総 合 計 点 数		1,800 点(200 点× 9 人)	1243	1422
市内事業者加算			0	0
総 合 計 点 数 (加 点 含)			1243	1422

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 (97 点× 9 人)
873 点

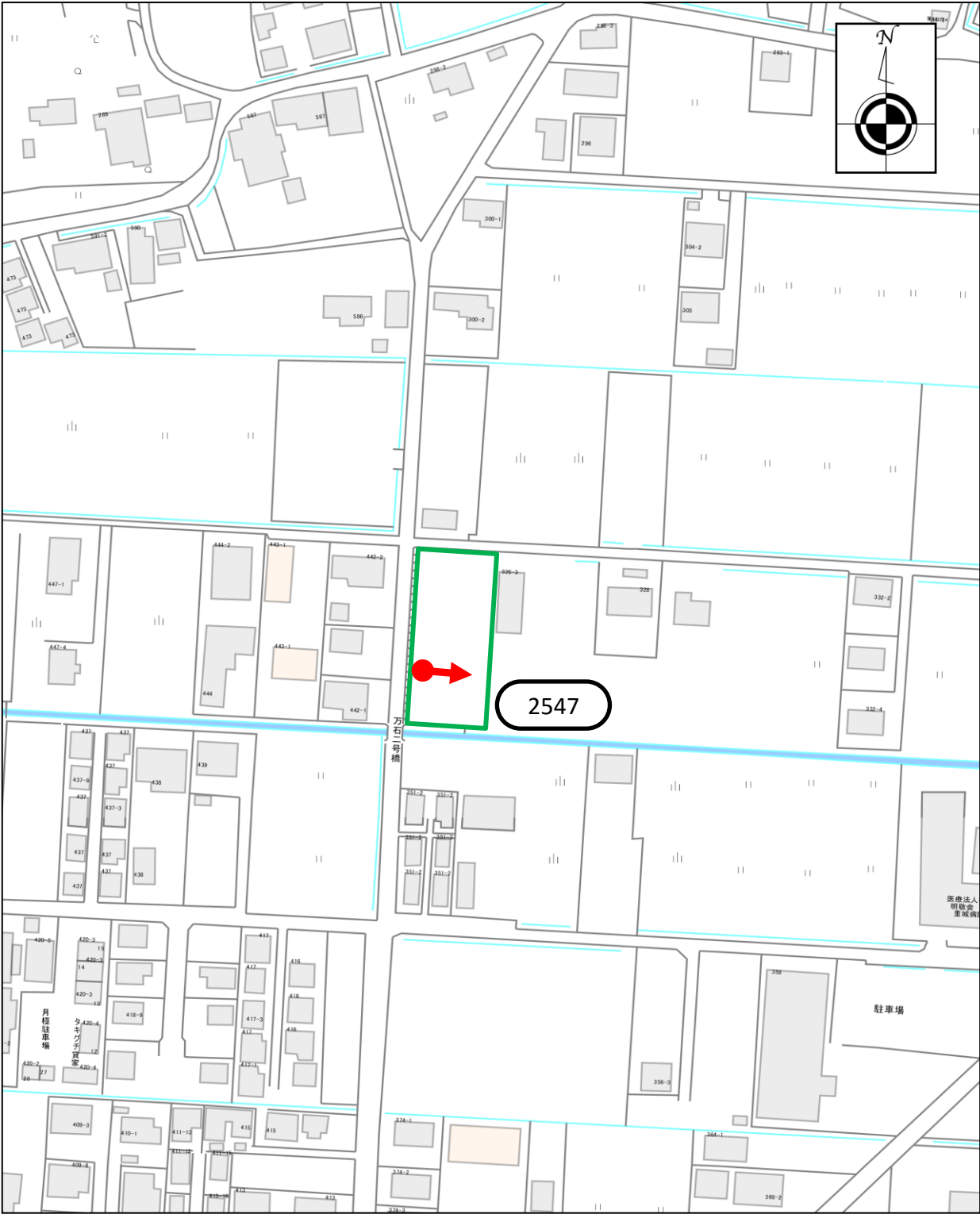
認定する市道路線の位置図(1)



認定する市道路線の位置図(2)



1. 市道 2 5 4 7 号線

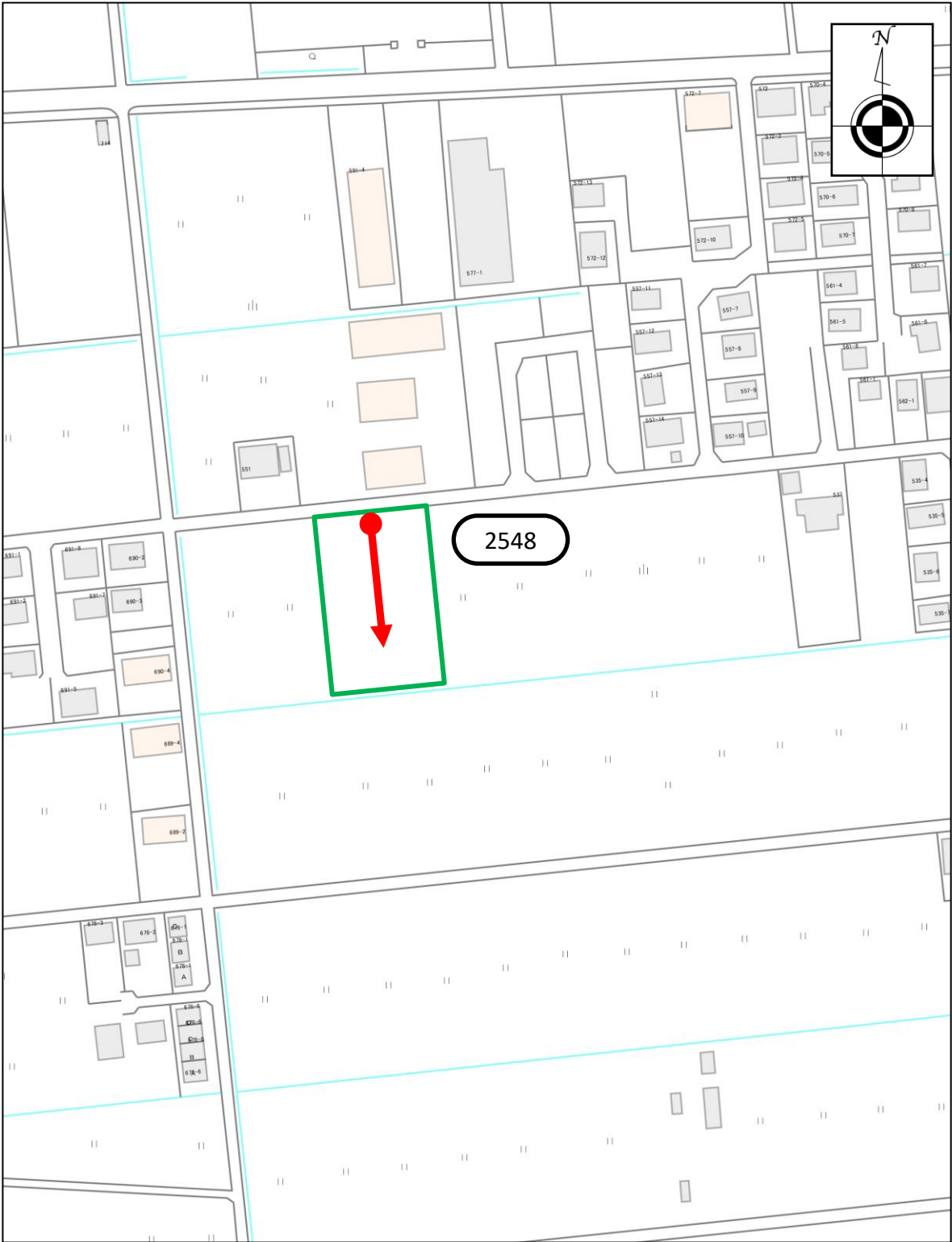


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	2547	19.1	5.0	9.2

(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点
□ 開発区域

2. 市道 2 5 4 8 号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
2	2548	42.1	6.0	13.0

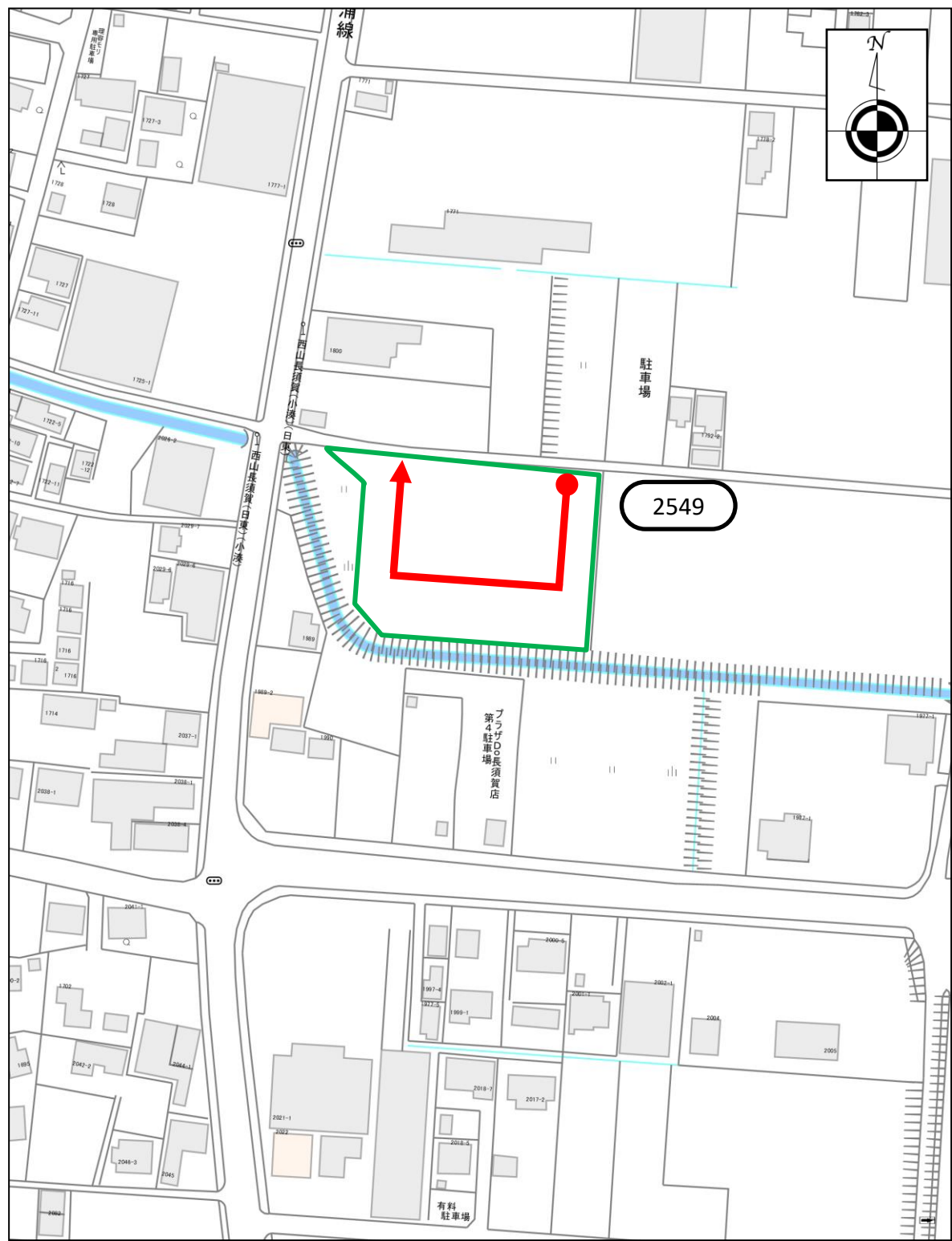
(単位：メートル)

起点

終点

開発区域

3. 市道 2 5 4 9 号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
3	2549	140.3	6.0	10.1

(単位：メートル)

●

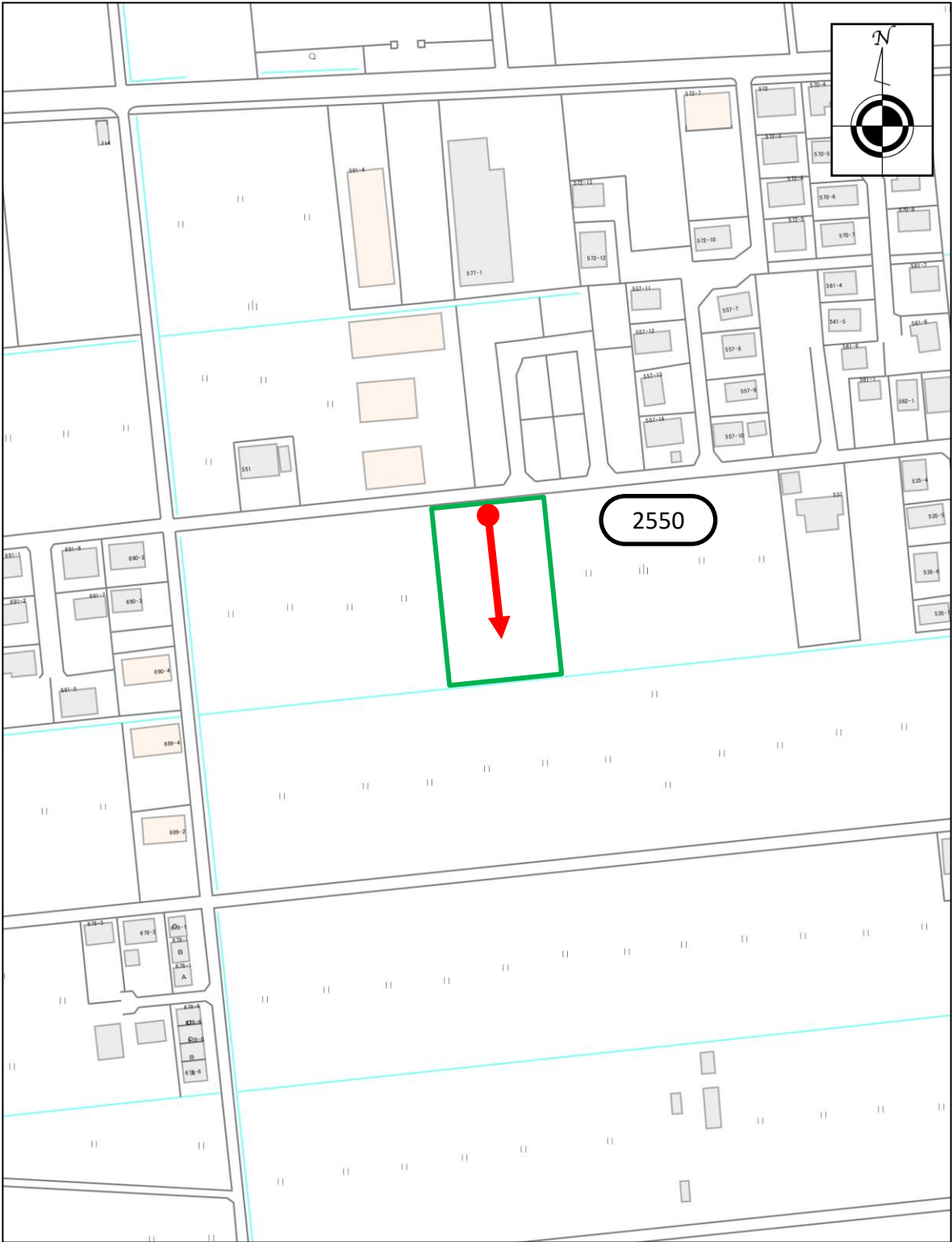
起点

▲

終点

開発区域

4. 市道 2 5 5 0 号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
4	2550	42.1	6.0	13.0

(単位：メートル)

●

起点

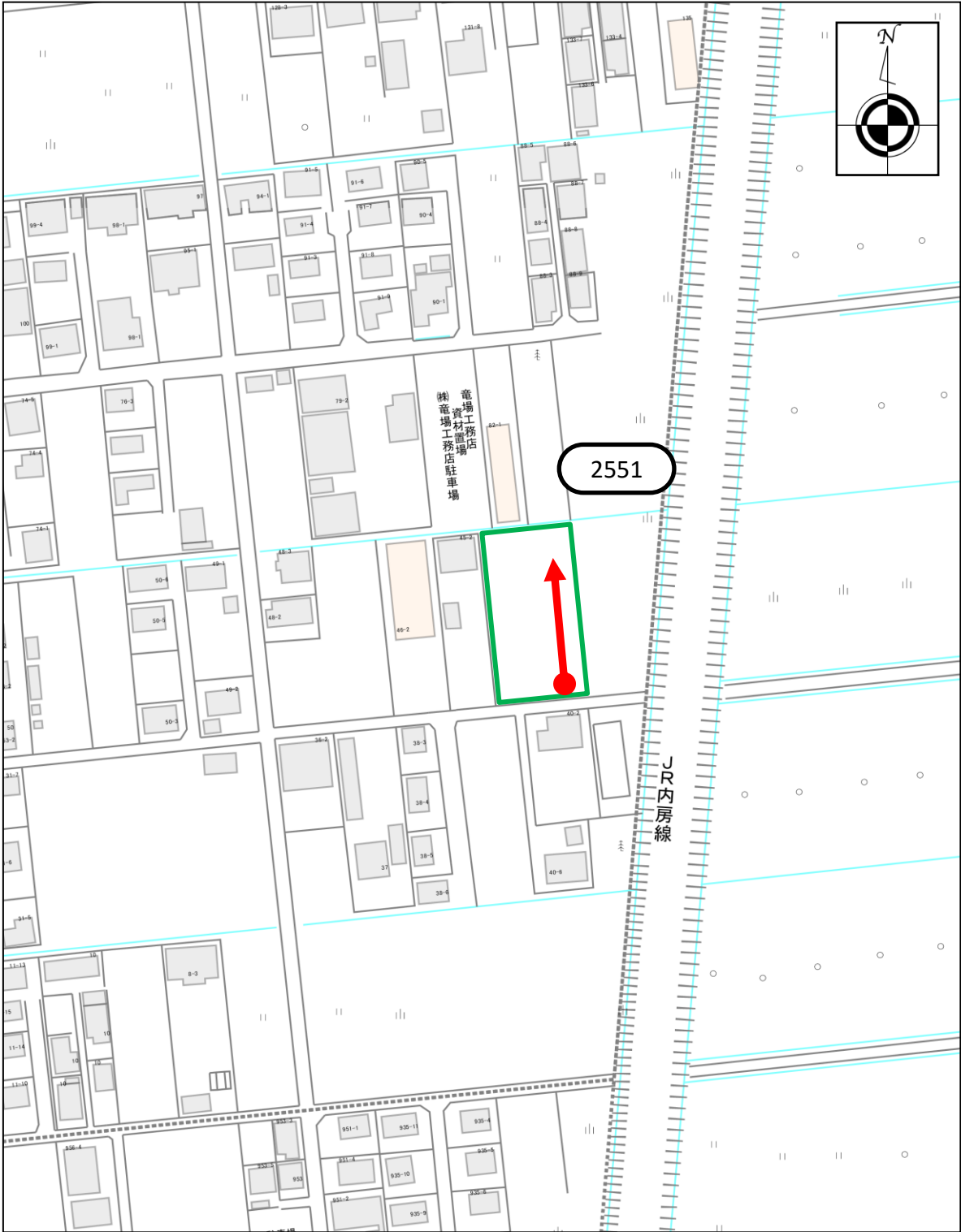
▲

終点

□

開発区域

5. 市道 2 5 5 1 号線

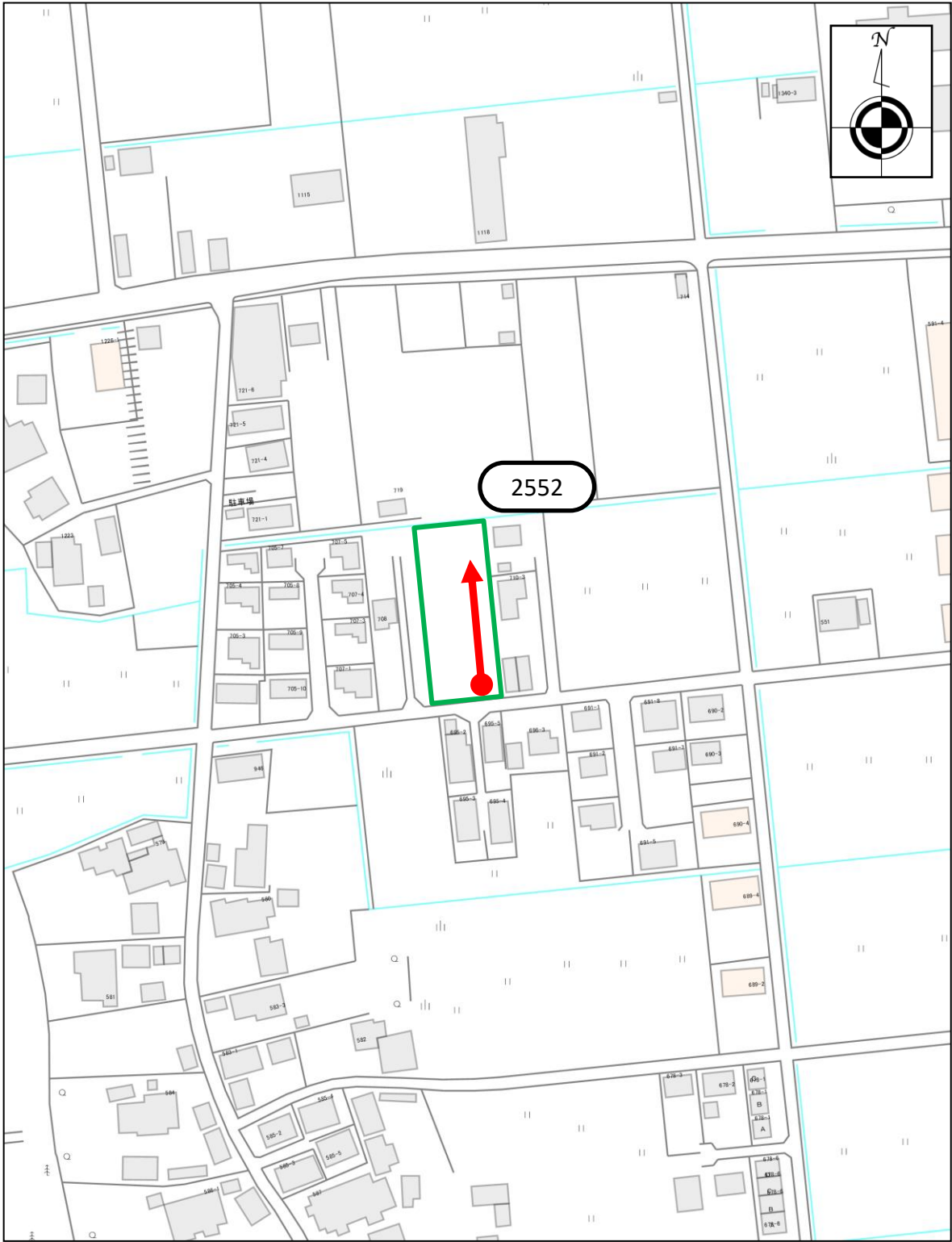


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
5	2551	46.7	5.0	9.4

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

6．市道 2 5 5 2 号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
6	2552	42.6	5.0	9.4

(単位：メートル)

●

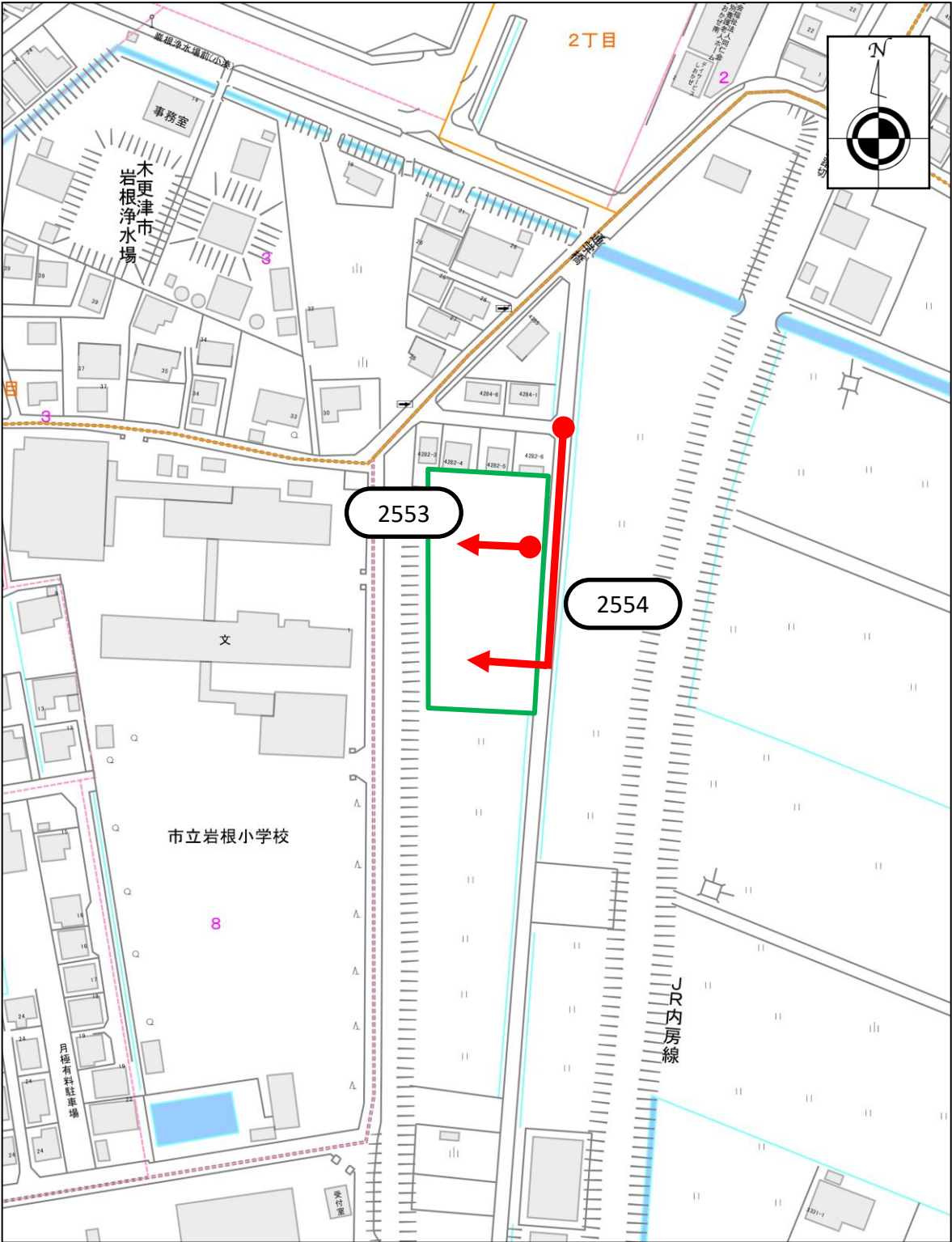
起点

▲

終点

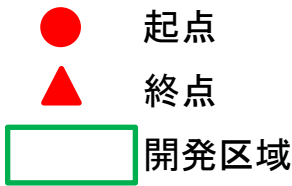
開発区域

7. 市道 2 5 5 3 号線
8. 市道 2 5 5 4 号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
7	2553	28.4	6.0	10.2
8	2554	109.6	6.0	10.2

(単位：メートル)



新旧対照表

○議案第89号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

新	旧								
千葉県市町村総合事務組合規約 昭和30年10月28日 千葉県告示第496号 別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合 別表第2（第3条第1項関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる事務</td><td>銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市</td></tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市	千葉県市町村総合事務組合規約 昭和30年10月28日 千葉県告示第496号 別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合 別表第2（第3条第1項関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる事務</td><td>銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市</td></tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市
共同処理する事務	共同処理する団体								
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市								
共同処理する事務	共同処理する団体								
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市								

	八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神 崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸 南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保 国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地 区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐 倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛 生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組 合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四 街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利 根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域 市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々 井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷 隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町 村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広 域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水 道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広 域水道企業団	八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神 崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸 南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保 国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地 区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐 倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛 生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組 合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四 街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利 根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳市ほか二 町環境衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域 市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡 市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐 倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町 村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域 水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印 旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業 団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業 組合 南房総広域水道企業団
略		略
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂 原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂 原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市

	富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合	富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合
第3条第1項第4号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南	第3条第1項第4号に掲げる事務 銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南

	町 大多喜町 御宿町 鋸南町		町 大多喜町 御宿町 鋸南町 布施学校組合	
略		略		
第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合	第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合	略
略		略		

新旧対照表

○議案第90号 君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

新	旧
君津郡市広域市町村圏事務組合規約 昭和44年10月15日 千葉県指令第2229号 (共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1)・(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (組合の経費の支弁方法) 第11条 略 2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。 3 略	君津郡市広域市町村圏事務組合規約 昭和44年10月15日 千葉県指令第2229号 (共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1)・(2) 略 (3) <u>救急急病医療事業に関すること。</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (組合の経費の支弁方法) 第11条 略 2 <u>前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。ただし、地方交付税の算定にあたり第4条第3号の事業について診療所数にかかる密度補正が適用された団体に該当する市は、当該算入に係る増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を別表で定められた関係市が負担する負担金の負担割合に応じて、それぞれ関係市の負担金から減額するものとする。</u> 3 略